

# アメリカにおける判決前調査の歴史の変遷

吉村千冬\*

- I はじめに
- II アメリカにおける判決前調査（その1）《行為者中心》
- III アメリカにおける判決前調査（その2）《行為中心》
- IV 行為者中心の判決前調査と行為中心の判決前調査
- V 日本法への示唆
- VI おわりに

## I はじめに

### 1. 問題意識

本稿は、適切な量刑や処遇を決定するために必要となる量刑資料を確保する手段として、判決前調査に着目する。そして、同制度を活用するアメリカにおける判決前調査の歴史の変遷を概観し、判決前調査に対する理解を深めるとともに、その意義を検討するものである。

判決前調査とは、「刑事事件において、個々の犯罪者に対し適切な刑種や処遇法を決定するために、裁判所が有罪の結論を固めた判決前に、被告人の人格、素質、その生活環境などについて科学的な調査を行う制度」<sup>1)</sup>であり、元々はアメリカでプロベーションの適格性を判断するための制度として発達した<sup>2)</sup>。同制度は、アメリカやイギリス等の諸外国では広く活用されているが、日本には存在していない。

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第19巻第1号 2020年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 中山研一編『刑事法小辞典第2版』（成文堂、2003年）254頁。

2) 川出敏裕・金光旭『刑事政策〔第2版〕』（成文堂、2018年）153頁。

日本では、1950年～1960年代に判決前調査の導入をめぐる様々な議論がなされたものの、意見がまとまることなく導入は頓挫してしまった<sup>3)</sup>。その後は、裁判員裁判や刑の一部執行猶予制度との関係でしばしば取り上げられたが<sup>4)</sup>、判決前調査の導入に向けた具体的な議論には至っていない。その大きな理由として、判決前調査を採用する英米とは異なり、日本の刑事手続は事実認定と刑の量定とに二分されていないという問題がある<sup>5)</sup>。また、当事者主義を採用する日本においては、量刑判断に必要な事情は当事者の主張立証で賄われているため、わざわざ専門の調査官が調査を行う必要はないといった指摘もなされている<sup>6)</sup>。量刑評

---

3) 判決前調査の導入をめぐる議論の歴史については、鈴木茂嗣『判決前調査制度』『続・刑事訴訟の基本構造〈下巻〉』(成文堂、1997年)、本庄武「日本の量刑の特色と判決前調査制度を導入することの意義」龍谷大学 矯正・保護総合センター研究年報第3号(2013年)31頁、米山正明「被告人の属性と量刑第15情状鑑定」『量刑実務大系第3巻 一感情状に関する諸問題』(判例タイムズ社、2011年)148頁以下、武内謙治「刑事裁判の今日的課題と情状鑑定」須藤明ほか『刑事裁判における人間行動科学の寄与——情状鑑定と判決前調査』(日本評論社、2018年)2頁以下を参照。

4) 裁判員裁判との関係で判決前調査に言及するものとして、本庄武「裁判員制度下での量刑手続の課題」法と心理第5巻第1号(2006年)18-19頁、中川武隆「弁護士コラム 裁判員裁判を契機に量刑決定過程を考える」(<https://www.hikari-law.com/J/column/0023.php>) (最終閲覧日:2019年10月26日)、渕野貴生「手続二分論——予断排除と量刑の科学化」法と心理第15巻第1号(2015年)、城下裕二「裁判員裁判における更生に資する量刑基準の構築」公益財団法人日工組社会安全研究財団2017年度一般助成研究報告書(2017年)27頁等。

また、刑の一部執行猶予との関係で判決前調査に言及するものとしては、法制審議会「被収容人員適正化方策に関する部会第13回議事録」5頁、森久智江「刑の一部執行猶予に関する一考察」立命館法学2012年第5・6号(2012年)861頁以下、森本正彦「刑の一部執行猶予制度・社会貢献活動の導入に向けて」立法と調査318号(2011年)75頁等。

5) 平野龍一「判決前調査制度」『犯罪者処遇法の諸問題〔増補版〕』(有斐閣、1982年)58頁以下、高橋勝好「判決前調査制度の問題点」自由と正義10巻12号(1959年)11頁。

6) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第11回議事録「判決前調査制度が必要との御意見については、現在の實務でも裁判所では当事者の主張立証を踏まえて有利な情状や不利な情状を考慮して、適切に量刑をされている」〔大野宗発言〕(平成24年6月29日)32頁。

当事者主義に反するという批判は、かつて判決前調査をめぐる議論がなされた際にも弁護士を中心になされていた。その当時は、職権主義から当事者主義への気運が高まっていたこともあり、裁判官の命令により調査が行われる判決前調査は、当事者主義に逆行するとして強く批判された。日本弁護士連合会「判決前調査制度に関する日弁連委員会意見書(案)」自由と正義10巻12号(1959年)25頁、大竹武七郎「判決前調査官制度について」自由と正義13巻2号(1962年)11頁以下等。

議のあり方に関する司法研究においても、当事者の主張・立証をふまえた評議のあり方について示されており<sup>7)</sup>、量刑資料の提出者は当事者たる弁護士及び検察官とされているのである<sup>8)</sup>。

以上の訴訟構造上の問題は、過去の議論においても判決前調査の導入に反対する理由として挙げられていた<sup>9)</sup>。しかしながら、現在では、これらの問題に加えて日本の量刑のあり方も導入の障壁となっているように思われる。すなわち、かつて判決前調査の導入が議論された際は、第二次世界大戦の敗戦によって混乱する日本の社会を統制することが求められていた時代であった。戦後の刑法は、旧派的な応報刑論の基本的枠組みの中に、新派の目的刑論の趣旨とその刑事政策的主張を取り入れようとする大きな流れがあったとされている<sup>10)</sup>。こうした特別予防を強く意識する流れの中、刑法全面改正における宣告猶予、不定期刑、保安処分といった諸制度の検討や売春防止法の改正等が行われ、これらの制度との関係で判決前調査の導入をめぐる議論がなされていた<sup>11)</sup>。

その後、1990年代半ば頃から、日本の刑事司法は、立法及び法運用において厳罰化へと傾斜していった<sup>12)</sup>。そして、量刑判断は、被告人の犯罪行為に相応しい刑を科すことを重視して行われている。具体的には、犯罪行為そのものの重

7) 司法研修所編『司法研究報告書第63輯第3号 裁判員裁判における量刑評議の在り方について』(法曹会、2012年)20頁以下。

8) 当事者以外による資料提出のあり方としては、裁判所が職権で鑑定を命じることも制度上は可能である(刑訴法165条)。もっとも、犯した罪の重さを中心に量刑を行うとする現在の量刑理論を理由として、裁判所も職権による情状鑑定には消極的であることが指摘されている。城下裕二「情状鑑定の現状と課題」文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」中間報告書(2013年)116頁、本庄武「判決前調査制度を導入するに当たっての課題」須藤編・前掲注3)244頁-245頁。鑑定については、松尾浩也監修『条解刑事訴訟法第4版増補版』(弘文堂、2016年)297頁以下、上野正吉編『刑事鑑定の理論と実務』(成文堂、1977年)を参照。

9) 手続二分や当事者主義以外にも、担い手をどうするのか、科学に対する懐疑、手続の遅延等が導入反対の理由として挙げられた。長島敦「判決前調査制度の問題点について」刑法雑誌第12巻2・3・4号(1962年)319頁以下、宮崎昇「審理前調査制度への疑問——裁判官と調査官の一心同体は必要か——」ジュリスト167号(1958年)30頁以下等。

10) 内藤謙「刑法学説史(一)外国」藤木英雄ほか『現代刑事法講座第1巻 刑法の基礎理論』(成文堂、1977年)137頁以下。

11) 武内・前掲注3)6頁以下、刑法改正準備会『改正刑法準備草案 附 同理由書』(大蔵省、1961年)、江里口清雄「補導処分と判決前調査」法律のひろば11巻5号(1958年)9頁。

さである犯情事実により量刑の大枠を決定し、その大枠の中で刑を（微）調整させる要素として一般情状事実を被告人に有利ないし不利に考慮して、量刑相場をふまえつつ最終的な量刑を決定する<sup>13)</sup>。それゆえ、このような量刑実務の運用に鑑み、判決前調査を導入し、犯情の枠内での調整要素に過ぎない被告人に関する事情を調査することについて、一部の論者から疑問が投げかけられているのである<sup>14)</sup>。

## 2. 研究方法

もっとも、日本の量刑実務において、判決前調査が必要であるのか、もしくは不要であるのかという判断は、判決前調査がどのような事情を調査しているのか、具体的な調査内容や判決前調査の目的に依拠するように思われる。判決前調査を通じて明らかとなる事情は、量刑判断において単なる調整要素に過ぎないものなのか、また、そうした事情は、当事者からの量刑資料で十分であるのか、ということをもふまえたうえで、判決前調査の要否は判断されるべきであると考ええる。

しかしながら、判決前調査に関する先行研究<sup>15)</sup>を見てみると、判決前調査が一体どのようなものなのか、その目的や具体的な調査内容、ひいては判決前調査のあり方について、検討が十分ではない可能性がある。

そこで、本稿は、判決前調査について理解を深めるべく、判決前調査の発祥地

---

12) 葛野尋之「新自由主義、社会的排除と刑事司法——日本の場合——」『斉藤豊治先生古稀祝賀論文集 刑事法理論の探求と発見』（成文堂、2012年）365頁。

13) 司法研修所・前掲注7）6頁。

14) 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第11回議事録「判決前調査によりどのような情状を調査するのか、例えば、被告人の成育歴や社会復帰に関する適応性などであるとしても、量刑の中心は正に犯情というところにあり、今、言ったようなことは刑の量刑に当たり、それほど重視されるべきものではないのではないかと考えます」〔大野宗発言〕（平成24年6月29日）32頁。

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第16回議事録「現在の日本の量刑は、まず客観的にはいわゆる行為に対する責任刑という形で、その本人がどのような人格特性、境遇、生育歴の人物であろうが、当該事件において行った犯罪行為と結果の重大性が基本枠組みになって刑の量の大枠はまず決まる、その上でこれを若干調整する要素として一般情状が考慮されておりますので、そういう状況の下で判決前調査をやって一体どうするのだという疑問がございます」といった発言がなされている。〔酒巻匡発言〕（平成24年12月5日）45頁。

であり、現在も同制度を活用するアメリカの状況に着目する。そして、アメリカの中でも連邦の判決前調査制度に焦点を当て、日本の先行研究では十分に検討されていない具体的な調査事項や制度の目的を捉え、分析を試みる。

連邦の制度を対象とする理由は次の通りである。連邦には、合衆国裁判所事務局 (Administrative Office of the U.S. Court) が連邦のプロベーション・オフィサー (以下、オフィサー) に向けて発行した手引書が存在している。この手引書は、司法会議 (Judicial Conference) での承認を経て、判決前調査における国の方針 (National Policy) として発行されたものであり<sup>16)</sup>、判決前調査の実施や報告書の作成方法等についてまとめられている。実務の要請を受けて何度か改訂がなされているため、同書に拠ることで、歴史的変遷を通じてアメリカにおける判決前調査の実態を掴むことができると思われる。加えて、この手引書は先行研究においてほとんど紹介されていないものであるが、今後日本で判決前調査の導入を検討する際にも参考となる資料であるように思われるため、研究対象とすることには意義があると考えられる。したがって、本稿は、合衆国裁判所事務局による判決前調査の手引書に基づき、主に調査事項に焦点を当てて、アメリカの判決前調査を概観する。

アメリカの判決前調査は、1980年代の量刑改革を契機として、その性質に大きな変化があったことが論文等で指摘されている<sup>17)</sup>。すなわち、量刑改革分水嶺として、被告人に関する調査が中心である offender-based (行為者中心) と

---

15) 判決前調査に関する先行研究には、平野・前掲注5)のほか、『司法制度調査資料第20巻 判決前調査制度関係資料』(法務大臣官房司法法制調査部、1959年)、『司法制度調査資料第23巻 判決前調査制度関係資料その二』(法務大臣官房司法法制調査部、1960年)、『司法制度調査資料第24巻 判決前調査制度関係資料その三』(法務大臣官房司法法制調査部、1962年)、内藤文質「刑事事件における判決前調査について」東洋法学第2巻第1号(1958年)1-19頁等がある。

16) Ricardo S. Martinez, *Federal Sentencing Policy: Rule of the Judicial Conference of the United States and the Administrative Office of the U.S. Courts*, 81 FED. PROBATION 5 (2017).

17) *Id.* at 6, Jerry D. Denzlinger & David E. Miller, *The Federal Probation Officer: Life Before and After Guideline Sentencing*, 12 FED. PROBATION 49 (1991); William H. Jr. Pryor, *The Integral Role of Federal Probation Officers in the Guideline System*, 81 FED. PROBATION 15 (2017).

犯罪行為に関する調査が中心である offense-based（行為中心）に大別されている<sup>18)</sup>。アメリカにおけるこのような変化に鑑みると、判決前調査は、刑罰思想や量刑のあり方の影響を受けてその内容が変化していることが示唆される。そこで、本稿は、刑罰思想と判決前調査のあり方を分析の視座として、連邦における判決前調査につき、その歴史の変遷を辿る<sup>19)</sup>。アメリカでは、社会復帰思想から応報思想へと刑罰思想が変化したにもかかわらず、依然として判決前調査が採用されている。したがって、具体的な実務の運用を紐解き、その理由を明らかにすることで、日本に対する示唆を得ることができるようと思われる。

本稿では、アメリカにおける判決前調査の大別に従い、判決前調査の発祥から量刑改革以前の判決前調査を offender-based（行為者中心）、量刑改革後の判決前調査を offense-based（行為中心）と分類する。前者をⅡ、後者をⅢで扱い、各時代の判決前調査を刑罰思想と併せて捉えたうえで、Ⅳにおいて社会復帰思想下の判決前調査と応報思想の下での判決前調査を対比し、考察を行う。その後、Ⅴでは日本への示唆を引き出すを試みる。

## Ⅱ アメリカにおける判決前調査（その1）《行為者中心》

### 1. アメリカにおける社会復帰思想理念の歴史

アメリカの刑事司法は、1980年代に量刑改革が行われるまで、社会復帰や改

---

18) PAUL F. CROMWELL & ROLANDO V. DEL CARMEN, COMMUNITY-BASED CORRECTIONS (1999); Roger K. Warren, *Evidenced-based sentencing: The application of principles of evidence-based practice to state sentencing practice and policy*, 43 U.S.F.L. REV. 585 (2009); Center on Juvenile and Criminal Justice, *The history of the Presentence Investigation Report* ([http://www.cjcj.org/uploads/cjcj/documents/the\\_history.pdf](http://www.cjcj.org/uploads/cjcj/documents/the_history.pdf)) (最終閲覧日: 2019年10月15日)。

19) アメリカの判決前調査を紹介するものとして、松本時夫『量刑——アメリカ法制の展望——』（酒井書店、1964年）、岡本美紀「判決前調査報告（Presentencing Investigation Report）」藤本哲也編『現代アメリカ犯罪学事典』（勁草書房、1991年）106頁以下、須藤明「判決前調査 その歴史と現状——刑事裁判にかかわる人間行動科学の専門家に焦点を当てて」須藤編・前掲注3）147頁以下、戸井宏紀「社会福祉の立場から見た判決前調査——米国との比較から」須藤編・前掲注3）222頁、遠藤邦彦「量刑判断過程の総論的検討 第8量刑判断過程の比較法的考察（アメリカ）」大阪刑事実務研究会編『量刑実務体系第1巻 量刑総論』（判例タイムズ社、2018年）144頁以下等がある。

善更生が強調される社会復帰思想が優位を占めていた。Samuel Walkerによると、1980年代の量刑改革以前の刑事司法改革は、大きく3つのサイクルに分けられる<sup>20)</sup>。

第一の改革は、ジャクソニアン・デモクラシーの時代を中心に行われた。1780年代に改革のサイクルが出現すると、1820年から1830年代に頂点を迎え、1850年代後半に消失していった。植民地時代のアメリカは、政治・経済的側面のみならず、法律においても母国イギリスに従属しており、イングランドの刑法に基づくきわめて過酷な刑罰制度が支配していた。このような状況の中で、異端教徒として過酷な刑罰にさらされていたクエーカーは、自らの迫害体験を通じてイギリス法とは異なった刑罰思想を形成し、刑法典の人道化に関する影響をもたらしたとされている<sup>21)</sup>。

次の第二のサイクルは、19世紀後半の革新主義時代<sup>22)</sup>に生じ、1900年から1915年の間にひとつの達成を見せながら、その後急速に減退していった<sup>23)</sup>。Rothmanによれば、革新主義時代は、犯罪、非行、精神病との戦いにおいて、新たな概念や手続を作り出したとしている<sup>24)</sup>。革新主義者らは、刑事施設は硬直的で柔軟性に欠け、機械的であると感じていた。そこで、改善更生のため、個別の事案ごとの方策を策定し、非制約的で、非形式的かつ非常に柔軟な政策を行った<sup>25)</sup>。その結果、刑事司法改革の新たな方向が定められ、「処遇の個別化」を通じた社会復帰を追求するものとして、プロベーション、パロール、不定期刑等

20) サミュエル・ウォーカー（藤本哲也監訳）『民衆司法——アメリカ刑事司法の歴史——』（中央大学出版部、1999年）91頁。

21) 村井敏邦「刑罰改革の論理——アメリカにおける不定期刑の消長の歴史を中心として——」一橋大学研究年報 法学研究 20（1989年）22頁以下参照。

22) 大沢秀介『アメリカの司法と政治』（成文堂、2016年）146頁、紀平英作『アメリカ史』（山川出版社、1999年）243頁以下。革新主義は、私人への富の集中は自由を脅かすものであり、政府は自由を保護するべきであることを信仰する立場であり、社会、政治、経済の漸進的改革を提唱するものである。このような動きは、産業化によって生じた問題を解決するべく、新たな政治的傾向として始まったものであったが、刑事司法の分野にも改革をもたらした。

23) ウォーカー（藤本訳）・前掲注 20）91頁以下。

24) DAVID J ROTHMAN, CONSCIENCE AND CONVENIENCE THE ASYLUM AND ITS ALTERNATIVES IN PROGRESSIVE AMERICA 43（1980）。

25) *Id.*

の制度的な展開が生じた<sup>26)</sup>。

最後の第三のサイクルは、上記の革新主義運動に起因して1930年代に展開された。革新主義時代における心理学や社会学等の新たな学問の登場は、刑事司法制度の「科学化」を可能にした。科学的アプローチによって犯罪の原因を解明したうえで、改善する必要があるという見解の出現である<sup>27)</sup>。犯罪者は貧しい環境の産物または精神障害や生物学的欠陥の患者として見られ、犯罪行動の原因を明らかにし、処遇として必要な治療を施すことで矯正されうるとした<sup>28)</sup>。また、「処遇の個別化」を実現するための制度として、合衆国仮釈放委員会や連邦刑務局が設置され、連邦刑務局には分類制度が導入された<sup>29)</sup>。新たなシステムの採用により、あらゆる人的・物的資源を受刑者のニーズにあわせて配分し、調整することが強調されると、受刑者各人の適正やニーズを把握するための調査から、その調査に基づく配置、作業、教育等のいわゆる「処遇プログラム」の作成、施設における当該プログラムの実施及びこれらの手続の繰り返し（再分類）に至る全過程の連続性や連携の必要性が説かれた<sup>30)</sup>。

以上の革新主義の波を受けて登場した、不定期刑、プロベーション、パロール

---

26) ウォーカー（藤本訳）・前掲注20）95頁。

この当時のアメリカの刑罰機構は、第一サイクルの改革において設立された刑務所が中心であったことから、「新しい刑罰学」は、刑務所を取り巻く形で広範な選択肢を提供するものとなった。施設拘禁の代替策とするプロベーションの制度化、犯罪者のカテゴリーに応じた専門施設としての女子刑務所及び青年男子矯正院の創設、そして刑期及び釈放手続の調整のための不定期刑及びパロールの制度化といった変革がなされ、これらの制度が「新しい刑罰学」の礎となった。

27) ROTHMAN, *supra* note 24, at 45.

28) T. D. ウェスターマン（大野平吉監訳）『犯罪と裁判——日米の比較文化論』（尚学社、2000年）191頁。

29) 1930年代に、既存の刑務所の一面に受刑者を集める方法が採られるようになった際には、法律によりすべての受刑者をそこに収容すべきことが定められ、受刑者をどの施設に送るかということについては、調査や診断にあたった者の勧告を受けて、特別に構成された委員会（分類委員会）にその決定権限が与えられたとされている。河合清子「分類制度（Prison Classification）」藤本編・前掲注19）200頁。

また、改善更生モデルの創設者にとって、分類制度は処遇の第一歩であった。ソーシャル・ケースワーク、心理学的な検査、精神科医の評価は、収容者らの心理的なニーズを明らかにし、彼らに対して適切なプログラムをあてがうために利用されていた。CLEMENS BATOLLAS, INTRODUCTION TO CORRECTIONS 23 (1981).

30) 河合・前掲注29）204頁。



といった諸制度はアメリカにおける刑事司法の核となり、長きにわたり社会復帰思想が優位を占めることとなった。しかしながら、1960年代後半から1970年代にかけて、社会復帰思想の理念は種々の方面から批判がなされるようになる<sup>31)</sup>。そして、かかる批判を受け、新たな刑罰思想として「公正な応報 (just desert)」が提唱され始めると、社会復帰思想は次第に衰退を見せてゆく。その後、1980年代に新たな刑事司法改革が行われた結果、社会復帰思想は終焉を迎えたのであった。

## 2. プロベーションと判決前調査

社会復帰思想の理念の下で活用されていたプロベーションと判決前調査は密接な関係にあり、判決前調査がアメリカで発展したのもプロベーションとの関連においてであったことは周知の通りである<sup>32)</sup>。プロベーションの父とされる John Augustus は、自身が始めたプロベーション活動において、2つの重要な要素を見出している。すなわち、プロベーションを適切に行うためには、①選定 (selection) 及び②更生の可能性のある被告人 (reformable offenders) の2点が重要であるとした<sup>33)</sup>。これは、プロベーション活動を始めた当初、Augustus が自らの資源を用いてその活動を行っていたところ、全ての被告人がプロベーションの適格性を有しているわけではないことが明らかになったためである<sup>34)</sup>。彼自身の資源は有限であることから、限られた資源の中でプロベーションを適切に行うためには、その制度にふさわしい対象者の選定が重要とされた。社会内処遇であるプロベーションは、本人の資質や本人を取り巻く環境に大きく依拠することから、

31) 柳本正春「犯罪者処遇の指導理念——他山の石を求めて——」罪と罰第22巻1号(1984年)8頁以下。

32) 本稿は、判決前調査に関するものであるため、プロベーションの発展における歴史的経緯の詳細は割愛する。なお、プロベーションの発展については、佐藤昌彦「アメリカにおけるプロベーション制の形成」刑法雑誌第2巻第1号(1951年)65頁以下、須々木圭一「アダルト・プロベーションについて」早稲田法学会誌法律編10巻(1960年)117頁以下、菊田幸一「欧米諸国におけるプロベーション法制の史的考察」明治大学社会学研究所紀要第6巻(1968年)31頁以下、CHARLES LIONEL CHUTE & MARJORIE BELL, CRIME, COURTS, AND PROBATION (1956); FREDERICK A. HUSSEY & DAVID E. DUFFEE, THE EVOLUTION AND ESSENCE OF PROBATION (1980)を参照。

33) HUSSEY & DUFFEE, *Id.* at 28.

対象者としての適格性を判断するための調査の必要性が強調され、この調査が判決前調査へと発展していった。

もっとも、プロベーションの成功には適切な対象者の選定が不可欠であることが長きにわたり認識されていたにもかかわらず、初期の判決前調査報告書（以下、報告書）の多くは、限られた知識のみならず、偏見や直感にさえ基づいた一つの Paragraph で構成された形だけのおどろきなものであったとの指摘がある<sup>35)</sup>。そこで、1930年には、4ページにわたる判決前ワークシート（presentence worksheet）が裁判所に対する報告書の基盤となった。当該ワークシートは、必要事項を記入する形式（fill-in）となっており、①被告発事実（Complaint）、②被告人及びその他の者による説明、③健康状態、④精神状態、⑤個人及び家族の経歴、⑥習慣、交友関係及び余暇活動、⑦職歴、⑧住居及び近隣地域の様子、⑨宗教及び社会での所属（Social Affiliations）、⑩福祉機関、施設及び個人的な関係者、⑪分析評価、⑫計画（簡潔に記載）の12項目が記載すべき事情とされた<sup>36)</sup>。これらの項目は、当時の少年裁判所や先進的な成人裁判所で使用されていた報告書のアウトラインに沿ったものであり、1941年に至るまで、連邦のオフィサーらは当該ワークシートを活用することが推奨されていた<sup>37)</sup>。

このような実務の動きと並行して、1939年に合衆国裁判所事務局<sup>38)</sup>が設けられると、プロベーションの業務が司法省から合衆国裁判所へと移管され、プロベーションの改良が試みられることになった。この当時はプロベーションがその規

---

34) このことにつき、Augustus は次のように述べたとしている。「私は被告人が、プロベーションの対象者として適当であるか否かを確かめるために、極めて慎重な考慮を拂った。この目的のためには、次の諸点を考慮することが必要であった。すなわち、当該人物の性行、年齢、将来の環境がこれであった。もちろん、これらの点すべてについて、考えたわけではなかったが、原則として、これらが私の行動を決定したのであった。プロベーションを引き受けた場合には、私は彼らの一般行動に注意し、学校に送るか又は正しい、職業を与えるように世話をし、又必要な場合には、裁判所に公平な報告を提出することを約束したのであった」佐藤・前掲注32) 84頁。

35) Victor H. Evjen, *The Federal Probation System: The Struggle to Achieve It and Its First 25 years*, 61 FED. PROBATION, 1 (1997).

36) *Id.* at 33.

37) *Id.* 1941年に、プロベーション部は、連邦刑務局とチーフプロベーション・オフィサーの小委員会の助力を得て、アウトラインの規格、調査のあり方、報告書作成における助言をまとめた指針を立案した。この指針が射程を広げ、後に101版として公表された。

模を拡大していたため、オフィサーの質の向上と作業の効率化を図るべく、関係機関での実習によるケースワークの研修が重視されていた。また、プロベーションの実務に関する種々の会報や研究論文等も発表され、1943年には判決前調査に関する手引書として、合衆国裁判所事務局から *THE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT Publication No. 101* (以下、101版) が発行された。この手引書は、判決前調査の担い手である連邦のオフィサーに向けた初の手引書であり、1943年に発行されて以降、社会状況や実務の要請を受けて改訂がなされている。

そこで、以下では、社会復帰思想下の量刑手続において用いられていた手引書の内容のうち、量刑決定に必要な事情として、具体的にどのような事情が判決前調査で調査されていたのかを概観する。

### 3. THE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT Publication No. 101 (1943)

プロベーションの対象者の選定に判決前調査が重要であるとされていたにもかかわらず、その当時は判決前調査についての指針が存在していなかった<sup>39)</sup>。初の指針として1943年に発行された手引書101版には、報告書に含むべき内容が記されているため、以下で概観する<sup>40)</sup>。

なお、報告書の、最初のページにはフェイス・シート<sup>41)</sup>と称する、被調査者の身元を確認するための資料が付されるが、紙幅の関係上本稿では省略する。

38) 法の下での公平な裁判のため、連邦司法における憲法上及び制定上の任務を支援する機関である。連邦のプロベーション制度は当初司法省が管轄となっており、法務長官が裁判所によって任命されたオフィサーを監督していた。しかし、監督に際し活動方針について干渉するだけでなく、その資格基準を決定する立場にもあったことから、これに不満を抱く裁判官もいたとしている。また、プロベーションは行政の方策と司法の方策のいずれであるかの点についても議論がなされ、このような事情の下に管轄の移管が行われた。須々木圭一「プロベーション・オフィサー任免の制度的沿革」法務大臣官房司法法制調査部・前掲注15) 40-41頁。

39) 今日では、判決前調査に関する規定は連邦刑事訴訟規則32条に置かれているが、同規則は1946年に施行されており、101版が公表された当時はまだ起草段階であった。Lester B. Orfield, *The Federal Rules of Criminal Procedure*, 33 CALIF. L. REV. 543 (1945).

40) ROBERT M CARTER, PRESENTENCE REPORT HANDBOOK, 4 (1978).

(1) 101版における判決前調査の基本的性格

判決前調査は、裁判所のために行う予備的調査 (preliminary inquiry) であり、有罪ないし無罪の証明を目的とするものではないとしたうえで、判決前調査の主要な目的は次のように掲げられている。すなわち、判決前調査の主要な目的は、被告人の特性や人格に光を当て、本人のニーズについての見通し (insight) を示し、具体的な犯罪行為や普段の行動に潜むニーズの要因を見出したうえで、プロベーションないし他の処遇方法のいずれが被告人及び社会の両方にとって最善の利益であるかを決定する裁判所を援助する<sup>42)</sup>ことである。また、判決前調査の調査結果の用途としては、刑の量定の外、刑事施設における分類及び処遇プログラムの決定、パロールに付す者の選定、仮釈放に向けた計画の作成、仮釈放者の社会内処遇において監督が付される際の資料になるとされている<sup>43)</sup>。特に、プロベーションは、対象者の選択が重要であるとして、その選定の過程において、報告書が有益となることが手引書に記されている<sup>44)</sup>。

調査事項

オフィサーは、情報収集、収集した情報のアセスメント、報告書の作成ときわめて重要な責務を負っている。オフィサーは偏見を持つことなく、報告書も客観的な視点から作成されなければならないとされているため、個々の被告人に対して公平であり、オフィサーの個人的な感情を出さないことが求められている<sup>45)</sup>。

101版では、以下の13項目が判決前調査の調査事項とされており、各事項につき、具体的にどのようなことを調査すべきか及び質問録が示されている。

---

41) 報告書の作成日、被告人の氏名 (裁判所の事件記録と同様のもの)、住所、年齢、生年月日、性別、人種、国籍等の情報を記したものであり、報告書の1ページ目にこのシートが付される。ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURT, THE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT PUBLICATION NO. 101 1 (1943).

42) *Id.* なお、101版については、松本・前掲注19) においても紹介がなされている。

43) *Id.* 連邦のオフィサーは判決前調査だけでなく、刑事施設から釈放された者の監督も担う。

44) *Id.*

45) *Id.*

- 犯罪行為
- 犯罪歴
- 家族歴
- 住居及び居住地域
- 教育歴
- 宗教
- 趣味及び余暇活動
- 健康状態
- 身体面、精神面、情緒面
- 職歴
- 資産
- 要約
- 処遇計画
- 利用可能な社会資源

以上が 101 版で掲げられた判決前調査の調査事項である。犯罪行為や犯罪歴だけでなく、本人の生い立ちや取り巻く環境等についても調査を行う。被告人が考えていることや感じていること、被告人が家族、友人、職場の同僚等をどのように思っているか、好き嫌いの傾向等に関する調査を通じて、被告人の人となりを目明らかにすることがオフィサーの役割とされた。

また、オフィサーはこれらの調査及び報告書の作成につき、少なくとも 10 日間はかけて、完了させなければならないとしている<sup>46)</sup>。

加えて、上記の調査事項に関する質問録や、報告書を作成する際の留意点も示されている<sup>47)</sup>。被告人に関する情報を収集し、それら进行分析・評価する際には、オフィサーの推測ではなく、事実や知識に基づいて正確に実施することが求められている。

---

46) *Id.* at 2. 調査のため多くの人物に連絡をとる必要があったり、移動を要したりしてさらに時間が必要であれば、その分時間をかけて調査を行うものとしている。

47) *Id.* at 14.

(2) 小括

プロベーションの実務を発展させるべく101版が発行されると、同書において判決前調査を通じて明らかにされることが望ましい事情が提示された。被告人がなゆえ犯罪行為に至ったのか、それぞれの調査事項から探究し、立ち直りに必要なものを明らかにすることを試みていたと考えられる。この101版は、判決前調査に関する初めての手引書であったため、多くのオフィサーにとって有益なものになったといえよう<sup>48)</sup>。

また、報告書は刑事施設に引き継がれ、施設内処遇となった場合にも活用されるとしている。したがって、報告書は量刑手続のみならず、その後の処遇やパロール決定の段階においても重要な役割を果たすものであることが窺える。

もっとも、この101版では、判決前調査を行う際に推奨される調査事項と報告書の書き方につき示されているにとどまり、裁判官以外の当事者に対する報告書の開示の有無や調査の時期等については、具体的な説明がなされていない。

その後、この101版は、オフィサーにとっての指針として如何なる発展を遂げていったのか。以下でその後の進展を確認する。

#### 4. The PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT Publication No. 103 (1965)

101版が判決前調査の指針として1943年に発行されたことで、連邦の判決前調査は調査事項や報告書のフォーマットが定められた。その一方で、連邦のオフィサーの研修所では、判決前調査の実務につきオフィサー達から意見が寄せられていた。その意見は、判決前調査の目的については、全ての地区で共有されているものの、具体的な調査事項や手法等が地域によって異なるというものであった<sup>49)</sup>。

---

48) 連邦刑事訴訟規則32条の注釈の1944年の諮問委員会の覚書において、同規定は判決前調査の利用の奨励と普及を目的としていること及び判決前調査の活用については合衆国裁判所事務局の手引書を参照する旨が述べられている。See, Fed. R. Crim. P. 32 NOTE OF ADVISORY COMMITTEE ON RULES—1944.

49) David H. Gronewold, *Presentence Investigation Practices in the Federal Probation System*, 22 FED. PROBATION, 27-32 (1958).

そこで、判決前調査の運用の実態を明らかにするべく、判決前調査の手法や報告書の作成等に関するアンケート調査が実施され、次のような事実が明らかとなった。すなわち、判決前調査の実務は地域ごとに共通点がある一方で、相違点もあり、統一的な基準がなかったのである。多くのオフィサーは101版に従って実務を行っていたものの、地域が有する資源によって収集可能な情報が異なり、報告書の内容に差があるのみならず、判決前調査のあり方も地域ごとに異なっていたのであった。具体的には、調査事項に加え、オフィサーが作成した報告書の内容につき、量刑手続前に裁判官とオフィサーが協議をするか否か、報告書の開示の有無、調査を開始する時期、調査にかける時間等につき、地域によって運用が異なっていたことがアンケート調査から明らかとなった<sup>50)</sup>。このアンケート調査を通じて、判決前調査の実務は画一化に向けた進展がなされなければならないとされ、1963年3月には合衆国司法会議 (Judicial Conference of the United States) の下に委員会が設置されると、判決前調査報告書の統一性の欠如、報告書の質、調査の範囲及び報告書の作成方法が喫緊の課題となった。そして、1963年9月の会議において、判決前調査の質や範囲の統一のみならず、裁判所、刑務所局、パロール委員会のニーズを満たす公式のフォーマットとアウトラインに関する研究及び作成が要請され、101版の改訂作業が行われた<sup>51)</sup>。その後、フォー

50) *Id.* at 28-30. 調査結果の一部は以下の通りである。まず、内容に関しては、例えば、被告人の学校記録につき、一部のプロベーション・オフィスは被告人全員の学校記録を確認していたが、被調査者が少年あるいは若年者の場合には確認するオフィス、個々の事案に照らして重要と思われる場合に確認するオフィスもあった。また、仕上がった報告書につき、53のオフィスは、その内容を量刑手続前に裁判官とオフィサーとで協議をするとしており、24のオフィスはそのような協議はしていないと回答していた。さらに、報告書の開示についても地域によって運用が異なっており、裁判官のみに開示する地域が半数以上であったが、一部では利害関係のある当事者や弁護人に対して開示がなされていた。

このように、101版において報告書に記載することが望ましい事情等が示されたものの、あくまで指針であり、義務的なものとはされていなかったため、地域が有する社会資源や現場の判断により、収集する情報や報告書の扱い等が異なっていたものと推測される。

51) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, THE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT PUBLICATION NO. 103 (1965). 103版の作成には、合衆国裁判所事務局の判決前調査報告書及び監督に関する部会 (The Subcommittee on Presentence Reports and Supervision) のメンバー14名と70名以上のオフィサーが携わった。

マットとアウトラインが *The PRSENTENCE INVESTIGATION REPORT Publication No. 103* (以下、103版)としてモノグラフにまとめられると、1965年2月の委員会において採用され、判決前調査及び報告書の作成を担うオフィサーに対する指針として103版の利用が推奨されるようになった。

(1) 103版における判決前調査の基本的性格

103版で記されている判決前調査の目的は101版と同様である。加えて、報告書には5つの機能があるとしている。すなわち、①適切な量刑の決定のために裁判所を援助すること、②分類、処遇、釈放の計画において、連邦刑務局を補佐すること、③パロールの検討に際し、パロール委員会に情報を提供すること、④更生に向けてプロベーション及び監督に尽力するオフィサーを支援すること、⑤体系的な研究のための適切な情報源が機能として挙げられている<sup>52)</sup>。

また、103版では、各調査事項について、報告書に必ず記載する「必須の情報」(essential data)と特定の事件ではその重要性から記載が要求される、「任意の情報」(optional data)という調査内容が新たに追加された。もっとも、オフィサーは103版で提示されている「必須の情報」及び「任意の情報」の内容に必ず従わなければならないわけではないとし、個々の事案の内容に応じて、被告人を理解するうえで必要と思われる事情を調査することが求められている<sup>53)</sup>。さらに、103版は報告書の質を統一にする目的として作成された手引書であるため、各調査事項を調査する際の留意点や当該事情を調査する理由も明記される等詳細な解説が加えられたものとなっている。

調査事項

以下が103版で示された調査事項である。若干の変更はあるが、101版で示されたものと概ね同様である<sup>54)</sup>。加えて、各調査事項に関する「必須の情報」及び「任意の情報」、103版で示された調査事項を調査する理由等が列挙されてい

---

52) *Id.* at 1.

53) *Id.*

54) *Id.* at 7-21.



る。

- 犯罪行為
  - 検察官による説明
  - 共犯者の供述
  - 証人、告発人及び被害者による供述
- 犯罪行為に関する被告人の意見
- 犯罪歴
- 家族歴
- 結婚歴
- 住居及び近隣地域
- 教育歴
- 宗教
- 趣味及び余暇活動
- 健康状態
  - 身体面、精神面、情緒面
- 職歴
- 軍歴
- 経済状態
  - 資産、金銭債務
- 評価の要旨
- 勧告

以上の事項につき、オフィサーは、2~4週間かけて調査及び報告書の作成を行う。101版で示された調査事項のうち「処遇計画」と「社会資源」がなくなり、新たに「犯罪行為に関する被告人の説明」、「軍歴」、「勧告」が加わった。「犯罪行為に対する被告人の意見」は、101版では犯罪行為の部分で調査結果を記せば足りるとされていたが、103版では、新たに独立した項目となった。犯罪行為につき被告人自身に語らせることで、被告人が自らの犯罪にどのように向き合っ

いるのかが明らかとなる。そのため、本人の人となりを描き出すうえでは重要な要素であり、調査事項として重視されるようになったと考えられる<sup>55)</sup>。

また、103版から新たに「軍歴」が調査の対象として追加された背景には、当時の社会情勢の影響が窺える。すなわち、101版が出版された1943年以降、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争といった一連の戦争があり、これらの戦争後に退役軍人となった者による犯罪行為が存在する可能性が推測される<sup>56)</sup>。

さらに、新たに調査事項として加わった「勧告」についても101版では調査事項とされていなかった。もっとも、先のアンケート調査では、判決前調査の調査結果に基づき、オフィサーが処分についての勧告を作成し、裁判官に提示する運用がなされていることが明らかとなっている<sup>57)</sup>。また、一部の裁判官は、プロベーションあるいは施設への収容について、オフィサーの勧告を求めていることが指摘されており<sup>58)</sup>、「勧告」は実務の要請から調査事項に加わったものと推測される。なお、103版の「勧告」に関する説明によると、「勧告」では、オフィサーが考える量刑勧告とその根拠が必須の情報となっている。そのため、プロベーションが適切であると判断した場合には、なぜプロベーションが適切であるか、住居、就労、教育、治療等に関する計画案や社会内で被告人を支える人物の存在（両親、牧師、友人等）が示されなければならないとされる。また、施設収容が勧告される場合は、施設の職員が留意すべき被告人が有する特別な問題やニーズが示されなければならないとしている<sup>59)</sup>。このような「勧告」の内容に鑑みる

---

55) *Id.* at 11. 被告人による説明が必要とされる理由については、次のとおりである。被告人は、検察官や法執行機関とは異なる主張をする可能性があるが、犯罪行為における自らの役割を明らかにし、犯罪行為の根底にある事情や動機について自分自身で話す資格が与えられている。ゆえに、犯罪行為や行為における自らの役割について被告人が語ることは、被告人を理解する上で必要不可欠なものである。

56) Gronewold, *supra* note 49, at 30. 判決前調査に関する実務のアンケート結果から、74のオフィサーが退役軍人局 (Veterans Administration) を通じて、情報にアクセスしている旨が報告されている。

57) *Id.* at 30. オフィサーが処分についての勧告を作成しているオフィスが半数以上あり、勧告ではないものの、プロベーションにおける被告人のリスクの有無を評価しているオフィスも存在していた。これに対し、10のオフィスは勧告もリスクの評価も行っていないと回答している。

58) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 51 at 21.

と、101版で調査事項となっていた「処遇計画」と「利用可能な社会資源」が統合して「勧告」という調査事項へ改められた可能性がある。さらに、101版では、「処遇計画」を正規の報告書(regular report)に含めるか否かを決定する裁量はオフィサーにあるとされていたが<sup>59)</sup>、103版では、裁判官の判断に委ねられている。したがって、裁判官が求める場合には、オフィサーから裁判官に対し、根拠を付して被告人にふさわしい量刑を勧める(Recommend)という手続きの流れに鑑み、「勧告」という項目に変化したのではないか。

なお、裁判官がオフィサーによる勧告を求めた場合、当該勧告は報告書の一部とされなければならないが、裁判官が勧告を報告書の一部とすることを望んでいない場合には、勧告は別紙にまとめられ、後に報告書が施設へ送られる際に当該別紙は取り外されるとしている<sup>61)</sup>。

以上の調査事項に加えて、103版では、地域により異なっていた調査の時期、裁判官との協議の必要性、報告書の開示の有無等の実務上の運用についても説明が加えられ<sup>62)</sup>、101版と比較するとより詳細な手引書となっている。

## (2) 小括

103版は、101版発行以降の実務の運用をふまえて、同版を修正のうえ、発行されたものである。質の高い報告書を裁判所に提供できるようにするべく、判決前調査及び報告書の作成において、明確かつ統一的な規格を提示することを目的としているため、101版と比べると、判決前調査で調査すべき事項や手法につき、細やかな説明がなされた手引書となっている。

調査事項についても、103版では各事項について「必須の情報」及び「任意の情報」をそれぞれ設定し、必ず調査を行い、報告書に記載しなければならない事情と事案の性質によっては、さらに追加が必要となりうる事情を明確にしている。

59) *Id.*

60) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 41, at 13.

61) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 51, at 21.

62) *Id.* at 4-5. 本稿は調査事項を中心にしているため、これらの点については割愛する。

報告書の内容が地域によって異なっていたことから、報告書の質を担保するため、調査範囲を明確にしようと試みていたと考えられる。特に、103版では101版以上に調査内容が多岐にわたっているため、調査の範囲を明確にすることにより、オフィサーは調査の射程を意識しつつ、かかる業務に尽力することが可能となり、ひいては質の高い報告書の作成を目指していたものと思われる。

## 5. Selective Presentence Investigation Report PUBLICATION NO. 104 (1974)

報告書の作成におけるフォーマット及びオフィサーのための慣例や手法を示した手引書として、1965年2月に合衆国裁判所事務局から103版が発行されると、この手引書は非常に優れた判決前調査の規格であるとされ、広まっていった<sup>63)</sup>。

その一方で、判決前調査に対する新たなニーズも生まれていた。すなわち、報告書の内容が充実したことに伴い報告書そのものが長大になり、報告書を読むことが多くの事件を抱える裁判官にとって大きな負担となっていた<sup>64)</sup>。このような問題が生じた背景には、1960年以降に犯罪が急増したことがある<sup>65)</sup>。犯罪の増加に伴い裁判所に係属する事件数が増えると、これに付随して、量刑手続に不可欠な報告書も事件の数だけ増えてゆく。判決前調査の報告書が適切な量刑決定のための資料である以上、オフィサーが作成した報告書に目を通すことは裁判官の責務であり、報告書の数に比例して裁判官の業務量も自ずと増えていくことは自明であった。また、この当時は裁判官のみならず、判決前調査の担い手である

---

63) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, THE SELECTIVE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT, PUBLICATION NO. 104 (1974).

64) *Id.* at v.

65) 1960年の全米における事件数は、凶悪犯罪が合計288,460件、財産犯が合計3,095,700件であったのに対し、104版が出版される前年の1973年には、凶悪犯罪が合計875,910件、財産犯が合計7,842,200件まで上昇した。Estimated crime in United States total property crime, FBI UNIFORM CRIME REPORTING STATISTICS (<https://www.bjs.gov/ucrdata/Search/Crime/State/RunCrimeStatebyState.cfm>), Estimated crime in United States total property crime, FBI UNIFORM CRIME REPORTING STATISTICS, (<https://www.bjs.gov/ucrdata/Search/Crime/State/RunCrimeStatebyState.cfm>) (最終閲覧日: 2019年10月28日)

オフィサーにとっても判決前調査が負担となっており、正確な調査を実施し、有用な報告書を作成するための十分な時間がないことが指摘されている<sup>66)</sup>。したがって、この当時は裁判官やオフィサーの業務負担の軽減が切実な問題となっていた。同時に、量刑手続においては、103版で示された14の調査事項に関する情報が全てなくとも、裁判所は被告人に対して問題なく判決を言い渡すことが可能であるという認識もなされていた<sup>67)</sup>。

このような状況を受け、1972年8月に開催された司法会議 (Judicial Conference Committee on the Administration of Probation System) では、裁判所だけでなく、オフィサー、刑務局及びパロール委員会にも受容されるような、より簡潔な内容の報告書の必要性が認められた<sup>68)</sup>。そこで、報告書を簡略化するにあたり、どのような報告書が規格として望ましいかを検討するため、1973年9月7日と1974年1月4日に判決前調査報告書のフォーマットに関する委員会 (The Committee on the Presentence Format)<sup>69)</sup>による会議が行われた。そして、二度の会議を経た後、同年1月25日の司法会議において、後の104版となるモノグラフが全員一致で承認された。このモノグラフには、精選型判決前調査報告書 (*Selective Presentence Investigation Report PUBLICATION NO. 104* (以下、

66) HOWARD ABADINSKY, PROBATION AND PAROLE 168 (7th ed. 2000).

1970年前半の連邦のオフィサーの数の推移を見ると、601名 (1970年)、602名 (1971年)、618名 (1972年) であったとされている。John M. Hughes & Karen S. Henkel, *The Federal Probation and Pretrial Services System since 1975: An Era of Growth and Change*, 61 FED. PROBATION 103, 105 (1997).

67) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 63, at V.

68) *Id.* at III. なお、1967年の刑事司法の運営に関する大統領諮問委員会の報告書において、報告書の作成に加えて、100名のプロベーション対象者を監督するオフィサーの業務負担が問題として指摘されており、短い形式 (short form) の報告書を作成することが勧告されている。The President's Commission on Law Enforcement and Administration of Justice, *THE CHALLENGE OF IN A FREE SOCIETY*, United States Government Printing Office, 144 (1967).; 岡本・前掲注19) 108頁。

当該会議の委員は裁判官で構成され、カリフォルニア州北部の連邦地方裁判所の裁判長である Wollenberg 裁判官が議長を務めた。

69) *Id.* at IV. 委員会には、刑務局、パロール委員会、プロベーション部及び様々な分野の現場の事務所の代表者が収集され、メリーランド州ボルチモアにある連邦地方裁判所の裁判長である Northrop 裁判官が議長を務めた。

104版))と称する表題がつけられ、1974年2月に103版の補遺(supplement)として合衆国裁判所事務局プロベーション部から発行されるに至った<sup>70)</sup>。

(1) 104版における判決前調査の基本的性格

こうして、裁判官やオフィサーの業務負担を軽減するべく、簡潔かつ正確な報告書が新たに定められ、その詳細が104版で示された。判決前調査としての目的や機能は103版で示されたものと同様<sup>71)</sup>であり、調査を遂行するうえでの留意点も103版に拠るとしている<sup>72)</sup>。また、判決前調査の報告書は量刑やプロベーションの選定手続において重要な存在であるとし、裁判官や矯正の現場からは、全ての事件において判決前調査が実施されなければならない旨が主張されていることが記されている<sup>73)</sup>。

精選型判決前調査の報告書は、「略式の」(short-form)、「省略された」(abbreviated)、「きわめて短い形式」(mini-form)あるいは「限定的」(limited)な表現は避けなければならないとされており<sup>74)</sup>、これらは103版においても既に指摘されていた。しかし、こうした留意点が存在しつつも、精選型の報告書は、短く簡潔であることが求められている。これは、報告書に記載する事情の説明や文章表現を短くして報告書全体を短くするものではなく、報告書に記載する事情を精選し、量刑に必要な情報に限定することで、報告書の分量を減らすことに主眼がある。これにより、裁判官が内容を全て読んだうえで、量刑や処遇の検討が可能となり、報告書作成に要するオフィサーの労力を節約することにも繋がるため、より効果的かつ機能的であるとされている<sup>75)</sup>。したがって、報告書を短くする

---

70) *Id.* at 5. 過去数年間、国内のプロベーション・オフィスにおいて、必要事項を記入する形式(fill-in form)やチェックリストを用いて内容を短くした報告書の活用を試みていたものの、裁判官及びオフィサー共に満足度は低かった。報告書が長いという問題を解決するべく様々なアプローチがとられ、最終的にはニューヨーク市のプロベーション・オフィスで採用されていた略式の報告書をもとに精選型判決前調査の開発が検討されるに至ったとされている。

71) *Id.* at 1. 103版で掲げられた5つの機能と同様である。

72) *Id.* at 9.

73) *Id.* at 1.

74) *Id.* at 6.

という考え方は、裁判所やその他の矯正機関に対して正確さに欠ける報告書を提出することを意図するものではなく、精選型の報告書が、裁判手続を簡略化 (shortcut) するものとして見なされるべきではないとしている<sup>75)</sup>。なお、事件の性質によっては被告人に関する包括的な情報が必要となる場合もあり、そのような時は103版で概説されたフォーマットが用いられる。したがって、事件の性質によって103版と104版のフォーマットをそれぞれ使い分けるとし<sup>77)</sup>、このうち104版で示されたフォーマットが精選型の報告書として位置付けられるのである。

それでは、この精選型の報告書は、如何なる場合に使用されるのか。この点について、判決前調査の内容は103版と異なり簡潔なものとなっているため、104版は、争点が明確かつ被告人に関する包括的な情報がなくとも処分を下すことが可能である場合に利用するとしている<sup>78)</sup>。したがって、犯罪が悪質な場合や事案が複雑な場合には、包括的な情報を含む103版のフォーマットが用いられ、事件の性質によって報告書が使い分けるとされた。もっとも、この精選型の報告書は、包括的な情報を包含する従来の報告書に取って代わるものではないとし、当該報告書にも独自の意義があるとしている。

104版のフォーマットの利用については、裁判所が指示しない限り、オフィサーが被告人との初回面談を通じてその利用の適否を判断する。一部の事件<sup>79)</sup>については、正当な理由がない限り、104版のフォーマットに基づいて調査及び報告書が作成される。

#### 調査事項

104版で提示された調査事項は、101版及び103版でも用いられているフェイス・シートの他、以下の6つとされた。

---

75) *Id.* at 3-5.

76) *Id.* at 6.

77) *Id.* at 2.

78) *Id.* at 2-3.

- 検察による犯罪行為の説明
- 被告人による犯罪行為の説明
- 犯罪歴
- 個人の経歴
- 評価に関する要旨
- 勧告

103版と比較すると、調査事項がきわめて限定されていることが窺える。もっとも、刑の選択やその後の処遇において関係があると思われる情報がある場合には、①個人及び家族の経歴（両親、兄弟、姉妹）、②住居及び近隣地域、③教育

79) 下記のいずれかに当てはまる場合が、精選型判決前調査の対象となる。

①過去の有罪が3回以下で、武器や暴行を用いず軽犯罪を犯した全ての被告人、②違法な入国ないし再入国、外国人の移送により移民法違反とされた被告人、③連邦諸規則、農業及び保本法、公正労働基準法、食品医薬品法、渡り鳥法、自動車運送事業法の違反、④融資及び貸付機関、退役軍人管理局、鉄道退職者法、社会保障法に対する詐欺に関与した被告人で、被害総額が1000ドル以下の場合、⑤銀行あるいは郵便基金 (postal fund)、公金 (public money) あるいは公共の財産、信用貸付 (lending credit)、保険機構の横領及び労働組織の職員、すなわち連邦政府により保証されている金融機関の職員による横領で被害総額が1000ドル以下の場合、⑥脱税及び申請を怠った場合を含む所得税詐欺で、脱税した税金の総額が1000ドル以下の場合、⑦国税の酒類犯罪業者責任立法 (Internal Revenue Liquor Laws) に違反した被告人 (商業的性格が強いものを除く)、⑧盗罪 (larceny) 及び郵便局や連邦政府により保証されている銀行 (federally insured bank) からの窃盗 (theft) を含む窃盗罪 (theft) ; 郵便窃盗、アメリカ合衆国国有財産の窃盗及び政府の保留地 (government reservation) で起きた窃盗等で、被害総額が1000ドル以下の場合、⑨郵便及び合衆国の債権並びに有価証券の偽造を含む偽造で、合計損失額が1000ドル以下の場合、⑩選抜徴兵法違反 (Selective service act)、⑪脱獄 (一時帰宅 (furlough) から戻ってこない場合で、徒歩によるものに限る)、⑫その他限られた重罪事件で、直近の分類に関する資料が刑事施設から入手できる場合。

また、刑事施設より直近の資料が入手可能なその他限られた重罪事件の事案で、上記の分類に当てはまらない全ての被告人に対しては、包括的な判決前調査報告書が作成される。ただし、精選型判決前調査報告書を用いることが適切であるとオフィサーが判断すればこの限りではない。その他、次の場合においても、オフィサーが適切と判断すれば、精選型判決前調査報告書が作成される。

①上記以外の重罪犯罪を犯した全ての被告人、②今回の犯罪、犯罪歴、個人の経歴から暴力的な傾向が明らかとなった全ての被告人、③組織犯罪とのつながりが考えられる全ての被告人、④3件もしくはそれ以上の犯罪歴がある全ての軽犯罪の被告人、⑤連邦刑務局の研究のために尽力する見込みがある全ての被告人 (18 U.S. Code § 4208(b)、ないし § 5010(e)、§ 4252、あるいは § 5034)



歴、④宗教、⑤趣味及び余暇活動、⑥健康状態（身体面、精神面及び情緒面）、⑦職歴、⑧軍歴、⑨経済状態（資産及び金銭債務）から1つもしくはそれ以上の事情につき、追加の情報として報告書に含めるとしている<sup>80)</sup>。しかし、基本的には、上述の6つの事項が報告書に記載される必須の要素となっている。

また、報告書の作成に際しては、長々と説明することは避け、情報を詳細に報告するよりも要約してまとめることが求められている<sup>81)</sup>。

## (2) 小括

104版では、報告書に記載する事情として、裁判所が「知る必要がある」(“need to know”)情報については全て記載し、「知ると良い」情報(“nice to know”)を省くことによって、量刑決定に必要な情報を精選するとした<sup>82)</sup>。簡潔でありながらも必要な情報が包含された報告書が提出されることで、裁判官は報告書を読む時間を節約することができ、ひいては手続の迅速化にも寄与すると考えられていたためである。

また、オフィサーにとっても精選型の報告書は有益であるとされた。作成に要する時間や労力を節約することができるため、その分、網羅的な情報を要する判決前調査の報告書の作成に力を注ぐことが可能となる。裁判所に係属する事件数に対し、裁判官やオフィサーの数は限られていることに鑑みると、事件によって報告書を使い分け、限られた資源の有効な活用を試みようとしたことが示唆される。

このように、精選型の報告書の内容は簡潔なものとなっているが、104版で示された判決前調査の目的は、被告人の特性や人格に光を当て、彼が抱える問題やニーズを見抜き、生きる世界を理解し、他者との関係性を把握すること及び具体的な犯罪行為や普段の行動の根底にある要因を見出し、更生の過程における選択肢を提案することであるとされている<sup>83)</sup>。また、量刑や処遇の選定に必要な情

80) *Id.* at 8.

81) *Id.* at 9.

82) *Id.* at 5.

83) *Id.* at 1.

報を裁判官に提供する役割を担っている点は103版から一貫している。

## 6. The PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT Publication 105 (1978)

オフィサーにとって、報告書の作成はもっとも骨の折れる業務とされており<sup>84)</sup>、社会情勢や刑事司法の実務の変化に照らして、調査内容や調査のあり方にも改変が求められた。その結果、判決前調査の指針となる手引書は、1943年に初めて発行されて以降、103版、104版と版が重ねられた。

104版の発行から数年が経ち、判決前調査は、50州、コロンビア特別区、グアム、プエルトリコ、バージン諸島における合州国地方裁判所（合計で94の地方裁判所）で実施されるまでに至っていた。このような実務の広まりを受け、判決前調査の水準をさらに向上させるべく委員会が設置されると<sup>85)</sup>、当該委員会の委員らによって新たなモノグラフが作成された。このモノグラフがアメリカのあらゆるオフィサーに向けた標準的な指針として、プロベーション委員会によって採用されると、1977年9月の司法会議において報告がなされた。この一連の経緯の結果、新たなモノグラフは、103版を改訂した *The PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT Publication 105*（以下、105版）として公表された。同版は、報告書の開示等に関する法律の改正をふまえ、報告書の内容や利用方法を見直したとしている<sup>86)</sup>。今までは、報告書に含まれる情報の性質から裁判官以外には報告書が開示されない運用となっていたが、連邦刑事訴訟規則の改正を受けて、開示が認められるようになったことが関係している。105版はこうした実務の変化を反映しているため、判決前調査にも変化がもたらされていることが示唆される<sup>87)</sup>。

---

84) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, THE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT PUBLICATION 105 (1978).

85) *Id.* at iii. プロベーション機構の司法会議委員会の一員かつカリフォルニア州サンフランシスコの地方裁判所の上席裁判官であり、104版の改訂にも携わった Wollenberg 裁判官が議長を務めた。委員は、裁判官の外、フィールドプロベーション・オフィサーの代表、パロール委員会、連邦刑務局、合衆国裁判所事務局プロベーション部の顧問らで構成された。

86) *Id.*

そこで、以下では、1978年に発行された105版の内容を概観する。なお、この105版は1978年1月に合衆国裁判所事務局プロベーション部より発行されているが、その後の運用や法改正をふまえて再検討がなされ、1984年4月に105版の修正版が公表されている<sup>88)</sup>。本稿では、修正版の105版を改訂105版としたうえで、両者の相違も確認する。

(1) 105版における判決前調査の基本的性格

判決前調査の主要な目的や機能は103版で示されていたものと同様であるが、105版の冒頭では、適切な量刑の選定は刑事司法制度全体の中でおそらくもっとも重要な決定であるとし、この責務を果たすうえで量刑裁判所を援助するための主な手段が判決前調査の報告書であるとされている<sup>89)</sup>。そして、上記の目的を達成するため報告書に含まなければならない内容として、①量刑決定手続に重要となるあらゆる客観的な情報、②被告人が抱える問題のアセスメント及び地域の安全に対する配慮、③オフィサーのアセスメントに基づく正当な勧告の3点が挙げられている<sup>90)</sup>。そして、報告書は、被告人の特性や人格について記すものであり、同人の問題やニーズを評価し、被告人が生きる世界について読み手の理解を助け、被告人と周囲の人々との関係の性質及び被告人の具体的な犯罪行為や普段の行動の根底にある要因を明らかにすることに加えて、量刑手続や監督の過程における選択肢を提案するものである旨が説明されている<sup>91)</sup>。

また、連邦刑事訴訟規則32条(c)(d)で規定された報告書に含まなければならない事情について、105版が発行された1978年の規定では、①被告人の犯罪歴及び被告人の特性に関する情報、②被告人の経済状態、③被告人の行動に影響を与える事情で、刑の宣告、プロベーションの認容あるいは矯正処遇において有益と

87) *Id.* at 1.

88) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, THE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT PUBLICATION 105 (1984).

89) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURT DIVISION OF PROBATION, *supra* 84, at 1.

90) *Id.*

91) *Id.*

なるもの、④裁判所によって要求されたその他の情報とされていた<sup>92)</sup>。その後、32条(c)(d)が改正され、改訂105版では、①被告人の犯罪歴、②罪を犯すに至った事情及び被告人の行動に影響を与えた事情、③犯罪行為によって被害者が被った経済的、社会的、心理的、身体的損害ないし被害を含むあらゆる危害に関する情報、④犯罪行為の被害者に対する被害弁償の必要性を含め、量刑手続において裁判所に有益となるその他の情報が報告書に包含されなければならないとされた<sup>93)</sup>。

## (2) コア・コンセプト (Core Concept) の導入

105版では、コア・コンセプトと称する新たな手法が導入された<sup>94)</sup>。このコア・コンセプトは、関連情報を追加することによって、核となる重要な情報が補完されるという考え方に基づいている。すなわち、①犯罪行為、②犯罪歴、③個人及び家族に関する情報、④評価、⑤勧告の5つが犯罪行為及び被告人を理解するうえで核 (Core) となる事情であり、報告書ではこれらの情報を核として強調する。したがって、オフィサーは、この核を作り上げるために必要な情報を調査することが求められている。これにより、104版で提案された精選型の報告書のように、情報量を大幅に削減しなくとも、事件の性質に照らして量刑決定に関係がない情報は省き、簡潔でありながらも包括的な内容の報告書を作成することが可能になるとともに、裁判官も報告書全体を読んで検討することが可能となるとしている<sup>95)</sup>。このコア・コンセプトは、報告書の作成に柔軟性を持たせ、量刑決定に密接に関連する情報のみを強調することから、より適切な報告書になるとされている<sup>96)</sup>。

---

92) Rule 32, Federal Rules of Criminal Procedure (c)(2).

93) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 88, at 3-4. 連邦刑事訴訟規則 32条においても、1982年に判決前調査に含むべき事情を規定する 32条(c)(2)の内容に修正があったことが記されている。Rule 32, Federal Rules of Criminal Procedure Amendment by Public Law.

94) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 84, at 5-6.

95) *Id.*

96) *Id.* at iii.

## 調査事項

105 版では、連邦刑事訴訟規則 32 条(c)に規定された報告書に必ず含めなければならない事情の調査が求められている。また、コア・コンセプトに基づき、量刑決定に必要な核となる事情が5つに分類された。各5項目には、小区分(sub-section)が設定されており、これらに関連する情報で量刑決定に必要となるものが調査の対象となる。報告書の作成にあたっては、イタリックではない小区分は単独の叙述(single narrative)に要約し、必要があれば別の段落で強調するとしており<sup>97)</sup>、イタリックの項目をより重視しているものと推測される。

下記で示しているのは、1978 年の 105 版で示された調査事項である。

- 犯罪行為

- 検察による説明

- 被告人による説明

- 共犯者の情報

- 目撃者、告発人、被害者の供述

- 犯罪歴

- 非行歴

- 逮捕歴

- 犯罪歴

- 個人及び家族に関する情報

- 被告人に関する情報

- 婚姻歴

- 教育歴

- 職歴

- 健康状態 (身体面、精神面、情緒面)

- 軍歴

- 経済状態 (資産、金銭債務)

---

97) *Id.* at 6.

- 評価

処遇の代替案

量刑データ

- 勧告

以上の事項について、オフィサーは一般的に3~4週間で調査と報告書の作成を完成させる。調査の過程において、裁判所が別途指示しない限り、オフィサーは自らの指導者 (supervisor) と協議をした後に各小項目のうち精査及び報告する必要がある範囲を決定するとしている<sup>98)</sup>。

なお、105版では、被害者の供述は目撃者や告発人のものと同列に扱われていたが、1984年に発行された改訂105版では、被害者が受けた影響に関する供述 (Victim Impact Statement) として、被害者については独立した小区分となった<sup>99)</sup>。そのうえで、被害者に関する情報は必ず報告書にまとめられなければならないとし、105版から調査のあり方に変化が見られている。1984年以降は、連邦刑事訴訟規則32条が改正されたこともあり、被害者に関する事情がより重要な要素となっていることが窺える。

### (3) 小括

105版の説明によると、判決前調査の報告書は、被告人の特性や人格を描き、本人が抱える問題を評価し、報告書の読み手が被告人について理解することを助けるものであるとしている。また、量刑改革前に公表された手引書であるため、従前の版と同様に行為者中心の判決前調査に分類される。

同版の大きな特徴は、コア・コンセプトの導入である。これを用いることで、量刑決定に必要な情報 (核) に焦点を当て、その核を作り上げるために必要な情報に関して調査が行われる。それゆえ、核を作り上げる際に不要な情報、すなわち量刑決定に関係のない情報は省くことができるため、簡潔でありながらも充実

---

98) *Id.*

99) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 88, at 6-10.

した内容の報告書を作成することが可能だとしている。この点については、量刑決定に必要な情報に絞って調査を行う 104 版と通ずる部分があると思われる。

しかし、量刑決定に関係がない情報とは如何なるものか。例えば、趣味や余暇活動、宗教、住居及び近隣地域については、被告人を理解するために必要な事情であるとの認識から、101 版及び 103 版では独立した調査事項とされていた。これに対し、105 版では、量刑決定に関連ある場合には調査を行うとして、独立した項目ではなく、被告人に関する情報の箇所に記載すればよいとされた。101 版や 103 版では、被告人自身や被告人が置かれている環境の調査を通じて、種々の事情が被告人の人格形成や行動パターンに如何なる影響を与えたのかを明らかにすることに力点が置かれていた。これに対し、105 版では、そのような事情は、量刑決定に際して必要と思われる場合に調査をすれば足りるとされ、オフィサーが不要と判断すれば、調査がされない運用へと変化した。

また、もう一つ大きな特徴となっているのが、従来は犯罪行為に関する事情の一環として調査がなされていた被害者や被害状況等が、必ず調査すべき事情として明確に設けられた点である。このような変化は、1970 年半ばから始まった犯罪被害者救済の運動に基づくものと考えられる<sup>100)</sup>。1982 年 9 月に 1982 年被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act of 1982) が制定<sup>101)</sup>されると、同法は被害者が受けた影響を判決前調査の報告書に記載することを求めた<sup>102)</sup>。このような規定を受けて 105 版の改訂がなされた結果、1984 年 4 月に公

---

100) 河合による被害者運動の出現の簡単な経緯は、次のとおりである。1960 年代の Warren コートの下でデュープロセス革命が行われていた時期には、人権擁護の対象は被疑者や受刑者に向けられており、被害者は見逃されていた。その後、1970 年半ばになると、被害者に目を向けようとする動きが各方面から見られるようになり、公的・私的な犯罪被害者援助機関が多数設立された。このような動きを受けて、各州で立法が促されるようになったとされている。河合幹雄「アメリカにおける被害者の権利運動 (一)」法學論叢第 125 巻第 5 号 (1989 年) 65 頁。

また、Reagan 政権の下で、「犯罪被害者に関する大統領特別調査委員会」が設置され、犯罪被害者の実態調査が行われた。その後、犯罪被害者の実態やニーズが無視されているという調査結果に基づき、連邦政府や刑事司法機関のみならず被害者に関する全ての機関に対し、被害者の法的保護及び地位の向上等につき 68 項目からなる勧告を行う最終報告書が発表された。法務総合研究所「アメリカにおける犯罪被害者施策及びその運用実態」法務総合研究所研究部報告 9 (2000 年) 5 頁。

表された改訂105版においては、報告書の記載内容として、被害者への影響や被害弁償等が要求されるようになった<sup>103)</sup>。101版や103版では、被告人の経済状態の調査は、被告人の人となりを知るため、消費傾向、購買対象、金銭管理能力等が調べられていたのに対し<sup>104)</sup>、105版では罰金や被害弁償の支払能力が重要な事情とされるようになってきている。こうした視点の変化は、被害者運動の高まりが影響したものと考えられる。

## 7. 社会復帰思想下における判決前調査の検討

以上が、社会復帰思想下における判決前調査の変遷である。判決前調査は、プロベーションの適切な運用という意識の下で始まった制度であるため、実務の要請から生まれたものとの評価がなされている<sup>105)</sup>。

19世紀後半に起こった革新主義の運動は、犯罪、非行、精神病との戦いにおいて、新たな概念や手続を作り出した<sup>106)</sup>。心理学や社会学等の学問が台頭すると、革新主義者らは、貧困や犯罪の背景には社会的な問題があるとした。そして、その問題を解決するため、貧困者や犯罪者を取り巻いている諸条件に関して、慎重に収集された資料を活用しなければならないという結論に到達した<sup>107)</sup>。特に、

---

101) 菊田によれば、この法律の制定には次のような背景があるとされている。すなわち、犯罪被害者が被害にあっても報復を恐れて警察に報告しないケースが増加していることに対処するためであり、この法律は、被害者や証人をギャングや麻薬取引組織から保護することにある。また、同法は、被害弁償制度の促進に寄与したことが注目されているとしている。菊田幸一「犯罪被害者救済の問題状況」法律論叢第69巻第3・4・5合併号(1997年)29頁。

102) Hughes & Henkel, *supra* note 66, at 106.

103) *Id.*

104) ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURT, *supra* note 41, at 12. 101版では、生活水準、資産、収入、借金の有無だけでなく、医療、家具、日用品、衣服、ローン等何に対してお金を使っているのかが調査された。

また、103版では、経済状態に関する調査は、被告人が自身の資産をどのように管理するかということから被告人について把握することができるとしている。ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 63, at 20.

105) 松本は、保護観察を契機として客観的な信頼度の高い量刑資料が必要とされた歴史的経緯に鑑みると、判決前調査は保護観察制度の副産物であると指摘する。松本・前掲注19) 58-59頁。

106) ROTHMAN, *supra* note 24, at 43.



この時代における Richmond によるケースワークの手法の確立は、判決前調査の調査内容にも影響を与えているように思われる<sup>108)</sup>。Richmond は、個人の生活課題は本人と本人を取り巻く環境の相互作用によって生じるものと捉え、その緩和・解決のためには、個人と環境の両者に働きかける必要性を提起した<sup>109)</sup>。そして、生活課題が生じる原因分析として社会診断が必要であるとし、ソーシャルワークの分野でケースワーク論を大成した『社会診断』(Social Diagnosis) を 1917 年に出版した。Richmond は、同書の中で、社会診断はクライアントの社会的状況や人格についての、できる限り正確な定義づけをしようとする試みであり、調査、つまり証拠の収集が、その過程の始まりであるとしている<sup>110)</sup>。そして、診断の開始となる調査は、社会調査と呼ぶに値する多くの社会的な状況の調査であり<sup>111)</sup>、その質問事項は、一般的な社会データ、身心の状態、職歴、経済状態、教育、宗教、娯楽、居住環境、社会福祉機関とのかかわり、援助の根拠とされた<sup>112)</sup>。かかる内容は、1930 年代に活用されていた判決前ワークシートや 101 版の手引書で示された調査事項ときわめて類似していることが窺える<sup>113)</sup>。Augustus が行っていた調査は、心理学や社会学、ソーシャルワーク等の学理の発展を

107) M. E. リッチモンド他/田代不二男編訳『アメリカ社会福祉の発達』(誠信書房、1974 年) 16 頁。

108) Richmond は、アメリカにおいて慈善組織協会の貧困救済の活動を先導した人物であり、今日のソーシャルワークの専門職化に先鞭をつけ、ケースワークの母と呼ばれている。日根野建「M. E. リッチモンドのケースワーク論——『社会的診断』(1917 年)について——」天理大学人権問題研究室紀要第 18 号 (2015 年) 37-48 頁。

109) 木下大生「司法と福祉の連携による福祉の司法化のリスクファクターとその影響に関する検討」『「司法と福祉の連携」の展開と課題』(現代人文社、2018 年) 118 頁。

110) メアリー・E・リッチモンド(杉本一義監修・佐藤哲三監訳)『社会診断』(株式会社あいり出版、2012 年) 22 頁。

111) リッチモンド(杉本監修・佐藤監訳)・前掲注 110) 22 頁。

112) CARTER, *supra* note 40, at 4; リッチモンド(杉本監修・佐藤監訳)・前掲注 110) 285-287 頁。

113) *Id.* 社会診断では、面接の手法、個々の調査事項における逐語録例、被援助者やその家族を取り巻く外部情報源への接触等、社会的調査に必要とされる手法についても説明がなされている。101 版の手引書において Richmond に関する言及はなされていないが、判決前調査は彼女が示したケースワークの手法の影響を受けているものと思われる。彼女自身も『社会診断』において、「ソーシャル・ケースワークが司法、医療、教育の仕事の一助となれることは確かであった」と述べている。日根野・前掲注 108) 38-39 頁、リッチモンド・前掲注 110) ii 頁。

受け、専門的知見を有する者による幅広い事情を網羅した調査へと変化していったものと考えられる<sup>114)</sup>。

このように、社会復帰思想の理念の下では、被告人の犯罪行動や非行の根底には何らかの問題が存在すると考えられるという発想があった<sup>115)</sup>。そして、被告人自身に関する調査を通じて、犯罪行動の引き金となった原因を明らかにし、被告人の立ち直りに必要とされる適切な量刑や処遇の決定のために参考となる資料を提供する。これが、判決前調査の役割とされていた。したがって、オフィサーは、判決前調査において被告人を調査するにあたり、被告人が如何なる人物であるのか、犯罪者としてではなく、一人の人間として向き合い、理解し、周りの環境もふまえてその人物像を描き出すことが求められていた。量刑改革以前の報告書が行為者中心であり、診断的・ケースワーク的なものであるとの評価がなされているのは、このような運用に基づくものである<sup>116)</sup>。

しかし、この一連の行為者中心の判決前調査も、刑罰思想や社会情勢の変化といった外的な要因及び裁判所や裁判官の業務負担の軽減という内的な要因をふまえて、その内容に少しずつ変化が生じていった。1960年以降、急増した犯罪への対応に追われていた裁判官やオフィサーの業務負担を減らすべく、従来の報告書よりも短い内容のものが求められるようになった。その結果、裁判官やオフィサーの業務負担を軽減するという問題意識の下で新たなフォーマットが検討された。そして、1972年に103版の補遺として104版が発行されると、事件によっ

---

114) プロベーションに付すか否かを判断する調査として、Augustusは、その者の性行、年齢、将来の環境を考慮していたとされている。その後、判決前調査は、上述の事情に加えて、教育歴、職歴、心身の健康状態等を調査するものとなった。

115) かつては社会福祉の教育課程において、刑事司法の内容が取り扱われていたことが指摘されており、1959年には「Curriculum for Teaching Correctional Social Work」と題する、13巻にわたる教育課程の指針が社会福祉教育審議会から刊行されている。この指針は、刑事司法と社会福祉の連携を促進し、その分野におけるカリキュラムを強化するものであるとされている。その当時は社会復帰思想が高まっていた時代であるため、刑事司法と福祉の連携といった動向が判決前調査にも影響を与えていた可能性がある。Anna Scheyette et al., *Social Work and Criminal Justice: Are We Meeting in the Field?*, *Journal of Teaching in Social Work*, 32: 4, 440-441 (2012).

116) Denzinger, *supra* note 17, at 49-51, Alvin W. Cohn & Michael M. Ferriter, *The Pre-sentence Investigation Report: An Old Saw with New Teeth*, 54 FED. PROBATION 15 (1990).

て報告書を使い分けることが可能となった。このような背景に照らすと、104版は業務負担の軽減という刑罰思想とは異なった方面からの要請に基づく産物であることが窺える。もっとも、104版の報告書のフォーマットは内容を精選しているため、103版で示されたフォーマットと比べると分量が大きく異なるが、短い内容の報告書でありながらも、報告書は量刑や処遇の決定に必要となる事情を提供することに主眼があるとしている。また、調査の実施における留意点は103版に拠るとしており、業務負担の軽減を図りつつも、判決前調査の水準を保とうとしていたように思われる。

その後、103版の改訂として1978年に発行された105版では、コア・コンセプトという新たな手法を採用することで、量刑決定に重要となる情報を絞って記載し、簡潔でありながらも充実したが報告書が作成できるとされた。しかし、105版が出た1970年代後半は、社会復帰思想が徐々に衰退し、応報思想が台頭しつつあった。また、犯罪被害者救済の運動が盛んになり、そうしたムーブメントが新たな立法や連邦刑事訴訟規則の改正へと結実した時期でもあった。その結果、被害者の影響や被害弁償等の支払能力の有無に関する調査の必要性が条文に定められ、101版や103版ではさほど重きが置かれていなかった被害者に関する事情が重視されるようになると、調査内容に変化がもたらされた。このような背景から、105版では、被告人や同人を取り巻く環境に重きを置いた、ケースワーク的な調査からは次第に距離が置かれ始めてきたものと思われる。

さらに、このような被害者運動に基づく一連の動き加えて、検察による訴追の傾向の変化も判決前調査に影響を与えていることが指摘されている<sup>117)</sup>。1978年に、連邦の検察官は、ホワイトカラー犯罪、公務員の汚職事件、麻薬取引、組織犯罪等の犯罪の取り締まりを強化することを打ち出しており、こうした犯罪を行う者の多くは、初犯者かつ一般的にはオフィサーによる福祉的な支援の検討が不要な中流あるいは上位中流階級の者であり、再犯も少ないとされていた<sup>118)</sup>。したがって、検察官が取り締まる犯罪の性質の変化に伴う犯罪者の性質の変化も、

---

117) Harry Joe Jaffe & Calvin Jr. Cunningham, *Prosecutive Trends and Their Impact on the Presentence Report*, 45 FED. PROBATION 9 (1981).

118) *Id.* at 52.

報告書のフォーマットや機能に影響を与え、従来のような、ケースワーク的な調査に基づく報告書とは異なるものが作成されるようになっていったと考えられる<sup>119)</sup>。

このように、101版や103版といった社会復帰思想が高揚していた時代の判決前調査では、犯罪行為に関する情報のみならず、被告人及び本人を取り巻く環境に関する情報も細かく収集していた。これに対し、104版では、業務の負担軽減及び効率化を図るという観点から、特定の事件においては、必要最低限の調査事項が6つに縮減された。また、105版では、101版や103版と比べて、被害者や被害弁済に関する事情が重視されるようになったことや犯罪傾向の変化から、調査のあり方も少しずつ変化していった。社会復帰思想の理念の下における行為者中心の判決前調査であっても、時代ごとの刑罰思想や社会状況等を反映して、調査のあり方には差異があるといえよう。

もっとも、行為者中心の判決前調査における調査内容には変化が見られつつも、判決前調査そのものは、刑の量定やその後の処遇のため、アメリカの刑事手続において重要な資料とされている。この点は、101版から105版を通じて一貫しており、改訂の過程を見ても、質の高い量刑資料を裁判官に提供することを重視していることが窺える。

そこで、次章では、量刑改革後の判決前調査について確認し、犯罪行為に焦点を当てた行為中心の判決前調査がどのようなものかを明らかにする。この作業を通じて、目的や調査のあり方につき、行為者中心の判決前調査と如何なる違いがあるのかを明らかにすることを試みる。

### Ⅲ アメリカにおける判決前調査（その2）《行為中心》

Ⅱで見たように、社会復帰思想が優位を占めていた時代では、量刑の目的が被告人の改善更生及び社会復帰にあった。それゆえ、これらの目的に沿った量刑や処遇の決定には被告人に関する情報が重要であるとの認識から、被告人自身に主

---

119) *Id.* at 10.

眼を置いた判決前調査が行われ、報告書が作成されていた。しかし、1970年代に入ると社会復帰思想に対する批判が徐々に湧き上がる。その背景には、社会復帰思想に代わる新たな刑罰思想である、「公正な応報 (just desert)」の台頭や、社会復帰思想を支えていた不定期刑に内在する量刑上の問題を指摘した研究の存在が挙げられる。そして、社会復帰思想への批判と衰退が契機となって量刑改革が始まると、アメリカの量刑手続には大きな変化がもたらされた。

このような刑罰思想の変化に伴い、判決前調査及び報告書もその思想に沿ったものとなった。すなわち、主たる調査内容が犯罪行為及び犯罪歴へと移り変わり、判決前調査のあり方にも変化が生じた。こうした事実は、論文等で指摘がなされているが、判決前調査の手引書に基づいて検討していくとその変化をより鮮明に捉えることができると思われる。

そこで、本節では、刑罰思想の変化が量刑手続及び判決前調査に如何なる影響を与えたのかを確認する。まず、1において、量刑改革に至る背景及び量刑改革を概観する。そして、刑罰思想や量刑手続の変化をふまえ、次の2で、*PRESENTENCE INVESTIGATION REPORTS UNDER THE SENTENCING REFORM ACT OF 1984 PUBLICATION 107* (以下、107版)の内容を確認する。従前の版と同様に107版も判決前調査を担うオフィサーの手引書であるが、その内容は、量刑改革後の量刑手続に沿ったものとなっている。したがって、刑罰思想や量刑手続の変化をふまえたうえで107版を検討し、かかる変化が判決前調査や報告書に対してどのような影響を与えたのかを明らかにすることを試みる。

## 1. 1984年包括的犯罪規制法に基づく量刑改革

### (1) 量刑改革の動向

1970年代半ばから不定期刑制度の見直しが重要な課題となり、各地で量刑改革の動きが始まった。連邦の量刑改革については、1984年10月12日にReagan大統領が「包括的犯罪規制法」(Comprehensive Crime Control Act of 1984)に署名したことによる<sup>120)</sup>。同法は、第1章の保釈手続の改正から始まり、没収手続、精神障害の抗弁など多岐に渡る分野を包括的に対象とした、実体法及び手続法の双方にまたがる非常に大きな法律となっている<sup>121)</sup>。この包括的犯罪規制法

の第2章が刑の量定について規定しており、いわゆる Sentencing Reform Act of 1984（以下、量刑改革法）である。量刑改革法は、これまでアメリカにはなかった刑の量定を統一的に規律するものであり<sup>122)</sup>、①不当な量刑の不均衡を減らすこと、②処罰の確実性及び厳格性を保証すること、③処罰の合理性及び透明性を増すことの3点をその目標に掲げた<sup>123)</sup>。そして、これらの目標に加えて、刑罰の4つの目的—公正な処罰、抑止、隔離（無害化）、更生—を定めた<sup>124)</sup>。量刑はこれらの目的を達成するものでなければならないとして、量刑改革法に基づき、アメリカの量刑制度は大きな変革を遂げた。なかでも、量刑委員会により作成された量刑ガイドライン（以下、ガイドライン）は、量刑にあたって考慮する判断要素や量刑の決定方法を規定しており、量刑制度のみならず、判決前調査のあり方にも大きな影響を与えている<sup>125)</sup>。

そこで、以下では、量刑改革を受けて発行された手引書に基づき、量刑改革後の判決前調査を概観する。

---

120) 量刑改革については、以下を参照。松本時夫「アメリカにおける量刑をめぐる動き」アメリカ法2巻（1982年）149頁以下、Albert J. Reiss（宮澤節生＝川本哲郎訳）「アメリカ合衆国における最近の量刑政策と実務」ジュリスト834号（1985年）75頁以下、榎本正也「アメリカ合衆国における最近の量刑改革」法務総合研究所研究部紀要28号（1985年）213頁以下、岡部泰昌「アメリカ連邦刑事法改正の概要—1984年の「包括的犯罪規制法」（Comprehensive Crime Control Act of 1984）の紹介」判例タイムズ36巻3号（1985年）12頁以下、岡上雅美「アメリカ合衆国量刑ガイドラインの現状—連邦最高裁判例と最近の刑事政策の動向—」『椎橋隆幸先生古稀記念『新時代の刑事法学』（信山社、2016年）530頁以下。

121) 岡上・前掲注120) 533頁。

122) 岡部泰昌「アメリカ量刑改革法の概要」阪大法学第39巻第3・4巻（1990年）490頁。

123) UNITED STATES SENTENCING COMMISSION, CHAPTER ONE: INTRODUCTION TO THE SENTENCING REFORM ACT, FIFTEEN YEARS OF GUIDELINES SENTENCING 11 (2004).

124) 18 U.S. Code § 3553(a)(2)に刑罰の目的が列挙されている。(A) 犯罪の重大性を反映し、法を尊重すべきことを促進し、かつ正当な処罰 (just punishment) を科すこと、(B) 犯罪行為に対する適切な抑止をすること、(C) 被告人による新たな犯罪から国民を保護すること、(D) 最も効果的な方法により、必要とされる教育上ないし職業上の訓練、医療あるいはその他の矯正処遇を被告人に提供すること。

## 2. PRESENTENCE INVESTIGATION REPORTS UNDER THE SENTENCING REFORM ACT OF 1984 PUBLICATION 107 (1987)

量刑改革法が1987年に施行されると、議会は不定期刑の廃止及びガイドラインの導入を実施し、これにより連邦の量刑手続は大きく変化した。そして、新たな量刑手続に対応するべく、報告書のフォーマットや内容について根本的な変更を余儀なくされた。

本節では、量刑改革後の判決前調査がどのように変化したのか、新たに発行された手引書を通じて明らかにする。

### (1) 出版の背景及び3種類の107版

ガイドラインによる量刑手続では、裁判官の裁量権は縮減され、ガイドラインの範囲 (range) に拘束されることになった。それゆえ、特段の理由がない限り、裁判官はガイドラインの範囲から離脱することができないとしている。これは、裁判官をガイドラインで拘束することによりその裁量を縮減し、刑の不均衡をなくすことに主眼があるためである。

一方、弁護人及び検察官は、ガイドラインの範囲を超えるあるいは下回る量刑をそれぞれ主張することができるようになった。ガイドラインの導入によってもたらされたこのような新たな手続の性質は、量刑手続における当事者主義のモデルの確立であるとされている<sup>125)</sup>。すなわち、社会復帰思想の理念の下では、裁判官やパロール委員会に広範な裁量が与えられていたことから、当事者が量刑に

---

125) ガイドラインは、量刑の不均衡を解消するべく、量刑手続における裁判官の裁量を規制し、犯罪と刑罰の均衡及び公正で予測可能な量刑を実現するために導入された。ガイドライン下での量刑は、犯罪レベル (offence level) を縦軸、犯罪歴カテゴリー (criminal history category) を横軸とした量刑表に従って行われる。ガイドラインに基づく量刑の決定における手順については、岡上・前掲注120) 535頁、United States Sentencing Commission, An Overview of the FEDERAL SENTENCING GUIDELINES How the Sentencing Guidelines Work, ([https://www.ussc.gov/sites/default/files/pdf/about/overview/Overview\\_Federal\\_Sentencing\\_Guidelines.pdf](https://www.ussc.gov/sites/default/files/pdf/about/overview/Overview_Federal_Sentencing_Guidelines.pdf)) (最終閲覧日: 2019年10月25日) を参照。

126) PROBATION DIVISION ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS, PRESENTENCE INVESTIGATION REPORTS UNDER THE SENTENCING REFORM ACT OF 1984 PUBLICATION 107 1 (1987).

ついて争う余地はほとんどなかった。しかし、ガイドラインの導入に伴い、量刑手続が当事者主義化したことによって、弁護人及び検察官は、量刑手続において従来よりもさらに積極的な役割を果たす必要が出てきたのである。

ガイドラインの導入によってこのような変化が生じたことから、判決前調査もより吟味がなされなければならないとされ、新たな量刑手続に対応するべく、判決前調査もその内容や手続保障において抜本的な変革が必須となった。そこで、合衆国裁判所事務局プロベーション部により、フォーマットや報告書に記載すべき内容について修正がなされた。そして、修正版が司法会議において承認されると、1987年9月に、107版が合衆国裁判所事務局プロベーション部より発行された。ガイドラインの施行は同年11月1日であったことから、この107版はガイドラインの運用を見据えて作成されたものである。なお、この107版は、ガイドラインの運用が始まる前に発行されたため、その後4年間の実務での運用をふまえて修正が施され、改訂版である *Presentence investigation report for defendants sentenced under the Sentencing Reform Act of 1984* が1992年に発行された。その後、2005年には、同年の最高裁判例（Booker判決）<sup>127)</sup> 基づいて再度の修正がなされ、2006年3月に改訂版が公表されている（*THE PRESENTENCE INVESTIGATION REPORT Publication 107*）。いずれの改訂も実務をふまえてなされたものであるため、同じ107版であっても若干の差異はあるが、判決前調査のあり方そのものに大きな変更はない。

本稿では、量刑改革直後に出版された107版を中心に検討する。その理由は、本節が量刑改革後の判決前調査がそれ以前の判決前調査とどのように異なっているのか、その違いを析出することに主眼があり、量刑改革直後の判決前調査を見ることで、その違いがより際立つと考えるためである。

## (2) 107版における判決前調査の基本的性格

107版では、報告書の主要な目的は3つあるとされている。①裁判所の適切な量刑判断を援助すること、②プロベーション及び監督付釈放（supervised

---

127) *United States v. Booker*, 543 U.S. 220 (2005). 同判決により、ガイドラインは、実際上は助言的なものとされた。



release) 中のプロベーション・オフィスを支援すること、③分類、施設内処遇、釈放の計画作成の実施に際し、連邦刑務局を補助することの3つである<sup>128)</sup>。もっとも、量刑改革法の下では、適用可能なガイドラインの範囲を決定することが、量刑決定における重要なステップであるとしている。そして、その範囲を決めるにあたり、裁判所は量刑決定に重要となる事実を明らかにする必要がある。それゆえ、報告書は、その内容を確認することで、量刑決定に重要な事実、すなわち、ガイドラインの範囲を決める事実を把握することができるものでなければならないとされている。

かかる意識に基づき、判決前調査を遂行するオフィサーは、裁判所が適切なガイドラインの範囲を選択する際に有益となる、信頼に値し、よく調査され、検証しうる情報を提供しなければならない<sup>129)</sup>。

そして、量刑手続の変化と併せて、107版では、必須の情報及び任意の情報やコア・コンセプトといった、従前の報告書で採用されていた手法は用いられなくなった。また、調査事項にも変化が見られるため、以下で確認する。

報告書の構成は、①フェイス・シート、②報告書の説明<sup>130)</sup>、③報告書本文、④報告書の補遺、⑤量刑勧告の5つから成る。以下では、107版で提示された調査事項を概観する。

### 調査事項

107版で提示されたフォーマットでは、報告書本文はPart A~Part Gの7つのパートに分けられ、各パートの中で調査事項が定められている。なお、ガイドライン施行前の犯罪行為にはガイドラインが適用されないため、1987年11月1日以前に行われた犯罪行為については、105版のフォーマットに従って報告書が

128) *Id.* at 2.

129) *Id.*

130) フェイス・シートの次のページとなるものである。この説明は、被告人、弁護人、量刑裁判官及び上訴審裁判官に対して報告書のそれぞれのセクションの目的やそこで報告された情報をどのように扱うかについて示すものであり、報告書に不可欠な部分とされている。もっとも、1992年及び2006年に公表された107版の改訂版ではこの説明はなくなっており、ガイドラインをふまえた報告書の運用が定着したためと思われる。

作成されなければならないとしている<sup>131)</sup>。これに対し、ガイドライン施行後の犯罪行為については、107版のフォーマットに従って報告書が作成される<sup>132)</sup>。

#### Part A：当該犯罪事実

- 起訴事実及び有罪判決
- 関連事件
- 当該犯罪行為
- 司法に対する妨害についての調整
- 責任の引き受けの調整
- 犯罪レベルの算定

主に犯罪行為に関する情報を記載する。行為態様、共犯者の有無（その中での被告人の役割）、犯罪行為による被害者や地域社会に対する経済的、社会的、心理的、医学的な影響等についての調査を行う。これらの情報は、被告人をガイドラインの範囲内の量刑にするか、その範囲から離脱するかを決定するのに関連するものであり、量刑表のマス目の決定に影響するのみならず、罰金や被害者に対する賠償金の額の算定にも関わる。

それゆえ、加重及び減刑事由に関する情報は調査の対象とされ、オフィサーは自ら収集する情報がこのように利用されることについて、留意しなければならないとしている<sup>133)</sup>。また、犯罪レベルの算定では、Part Aの事情をもとに、オフィサーによる犯罪レベルの計算が行われる。犯罪レベルはガイドラインの縦軸を決めるものであるため、ここでなされる計算は重要である。

#### Part B：被告人の犯罪歴

---

131) *Id.* at 1.

132) *Id.* at 19. 1992年の改訂版では、ガイドライン制定前の犯罪行為と制定後の犯罪行為の両方を含む事案の場合は、現在のひな型を使用することが記されている。この時、量刑改革によって量刑の選択肢が変わったため、ガイドライン適用前の犯罪行為と適用後の犯罪行為と区別できるようにすることが求められるようになった。

133) *Id.* at 1.

- 審判結果及び有罪判決
- 犯罪歴の算定
- その他の犯罪行為

このパートでは、被告人の犯罪歴を記載する。過去の判決前調査の実務と異なる点として、今までは逮捕歴も記載していたが、107版では検察官によって実際に訴追され、有罪が確定した事件のみを記載する。その際、105版と同様に、被告人が弁護人の援助を受けていなかったあるいは弁護人依頼権を放棄したものは、有罪判決を受けたものであっても記載してはならないとされている<sup>134)</sup>。犯罪歴の調査が終わると、ガイドラインの横軸を決めるための算定がなされる。

#### Part C：量刑の選択肢

施設収容、プロベーション、監督付釈放に関する制定法及びガイドラインの規定をそれぞれ明記する。

また、Part A で算定された犯罪レベル及び犯罪歴カテゴリーに基づいて決定したガイドラインの範囲もこのセクションに含めるとしている<sup>135)</sup>。

#### Part D：被告人の特性

- 犯罪歴以外で量刑に影響を与える被告人の特性
- 罰金や被害弁償の支払能力
- 家族との結びつき、家族の責任及び地域社会との結びつき
- 精神的及び情緒的健康
- 薬物及びアルコール依存を含む健康状態

134) *Id.* at 29. 1972年のTucker判決に基づくものである。当該判決を受けて、量刑手続で犯罪歴を考慮するにあたり、過去の有罪確定時に弁護人の援助を受けていなかったあるいは弁護人の援助を受ける権利を放棄していなかった場合、そのような状況は修正第6条違反となることから、当該犯罪歴を量刑上考慮してはならないとされた。United States v. Tucker, 404 U.S. 443 (1972); ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURTS DIVISION OF PROBATION, *supra* note 84, at 26.

135) *Id.* at 35-36.

- 教育、職業スキル、職歴

犯罪歴以外で量刑に影響を与える被告人の特性を記述する。この時、被告人自身の経歴等に限らず、監督に付される場合のプログラムの決定に関連する事情、罰金や被害弁償の支払能力を明らかにする情報も含めるとしている。

もっとも、ガイドラインに基づく量刑では、家族や地域との結びつきに関する情報には限られた目的しかないとしている<sup>136)</sup>。すなわち、今までは家族や周りの環境が被告人の人格形成にどのような影響を与えたのかという視点から調査がなされていたのに対し、ガイドラインの下では、被害弁償や賠償金の支払能力を見るため、仕事に就いて、定期的な収入を得ているのか、金銭的な援助を受けることが可能な家族の存在等を明らかにすることに主眼がある<sup>137)</sup>。

#### Part E：罰金及び賠償

- 制定法の規定
- 罰金に関するガイドラインの規定
- 被告人の支払能力

記載する資産は被告人自身のものであり、手持ちの金銭の他、預貯金、有価証券、自動車、不動産等を記載し、他者と共有の資産についてはその旨を記載する<sup>138)</sup>。

#### Part F：離脱を正当化する事情

ガイドラインに基づく量刑においては、その決定にあたり、ガイドラインの範囲に拘束される。しかし、ガイドラインで定められた範囲からの離脱を正当化する事情がある場合は、この限りではなく、その際は離脱の理由が示されなければ

---

136) *Id.* at 38.

137) *Id.* at 37-40. 仕事や家族の有無は、監督の期間と条件の決定にも関連するとされている。

138) *Id.* at 40.

ならない。

それゆえ、連邦刑事訴訟規則 32 条(c)(2)(B)の規定により、「適用可能なガイドラインの範囲内とは異なる種類の量刑あるいは刑期の方が、あらゆる事情の下でより適切であることを示す要因」につき、オフィサーの説明が記載される<sup>139)</sup>。

Part G：有罪答弁の合意の影響（もし関連がある場合）

本節は、連邦訴訟規則 11 条(e)(2)に基づき、答弁取引の合意を容認するか否かを決定するために裁判所が報告書を用いる場合に含まれる。多くの場合、答弁取引の合意が裁判所に提出されたとしても、裁判官は報告書を検討する機会が得られるまでは当該合意を受け入れないとしている<sup>140)</sup>。

以上が、107 版で示された判決前調査の調査事項である。報告書本文が終わると、次のページからは報告書の補遺となるが、補遺を利用していない地域もある<sup>141)</sup>。この補遺は、委員会（the Committee on the Administration of the Probation System）が地方裁判所に対して推奨している、開示の手續に関連して利用される。この手續の下では、被告人、弁護士、検察官に対して、量刑審問の少なくとも 20 日前には報告書が開示され、開示後 10 日以内に、両当事者はオフィサーと協議し、異議がある場合には異議を述べる。もし異議があった場合、オフィサーは当該異議を解決する必要性からさらなる調査を行い、報告書の修正を行う。この時、当事者からなされた異議で、再度の調査によっても解決ができなかった場合は、その旨を補遺に記載のうえ、裁判所に報告し、かかる争点につき、裁判官が解決を図るとする<sup>142)</sup>。

また、107 版でもオフィサーの量刑勧告の記載が求められており、オフィサー

139) *Id.* at 46.

140) *Id.* at 47.

141) *Id.* at 52.

142) *Id.* 当事者からなされた異議が、法的主張としてなされたものであるか否か、当事者は証拠調べを求めているか否かといった事情を量刑裁判官が把握するにあたり、補遺に記載された情報が特に有益となるとする。開示及び異議がなされた場合、この補遺は争点となっている問題を明らかにするものとなるため、可能な限り量刑裁判官にとって参考となるものでなければならないとされる。

は適切な量刑につき、自らの判断を示さなければならないとされている。なお、報告書は、決められた時期に当事者に対して開示されるが、多くの裁判所において、量刑勧告は機密事項となっているため、量刑改革以前と同様に当事者に対して開示されない。また、報告書内に書いていない事実を勧告に記載してはならないとされており、勧告が当事者に対して開示されないことを理由として、報告書に記載していない機密情報を記述することも認められていない。調査の結果、監督が適切と思われる場合には、どのような条件を付すかも含めて計画をオフィサーが熟慮するとされている<sup>143)</sup>。

### (3) 小括

以上が、量刑改革後の判決前調査の内容である。107版で示された判決前調査の目的は、適切な量刑決定において裁判所を援助すること、また、社会内処遇あるいは施設内処遇に際し、有益となるような情報を提供することであるとされている。もっとも、量刑改革後は、ガイドラインに基づいて量刑が決定されるようになったため、107版の冒頭では、適用可能なガイドラインの範囲を決定することが、量刑判断における重要なステップであると説明されている<sup>144)</sup>。そして、ガイドラインの適切な運用のために必要とされる情報を収集し、裁判所及び当事者に提供する手段として、判決前調査は依然として重要な存在となっている。

特に、ガイドラインに基づいて量刑を決めるにあたり、犯罪レベルと犯罪歴カテゴリーの算定が重要となるため、判決前調査もそれに寄与する内容へと変化した。犯罪行為に関する情報は量刑表の縦軸である犯罪レベルを、犯罪歴について

---

143) *Id.* この時に困難となるのは、適切な条件を設定したうえで、一定期間施設内処遇を行った後に社会内での監督に付す場合であるとしている。この理由は述べられていないが、一定期間を施設内処遇としていることに起因していると推測される。すなわち、先に施設内処遇を行う場合、その間に被告人を取り巻く社会的な環境等が変わる可能性があるため、社会内処遇となった際に当初付した条件が合致しなくなる、といった場合が想定される。例えば、施設内処遇終了後は両親の許で暮らすことが監督の条件として付されていたが、施設内処遇を行っている間に両親が亡くなってしまったような場合である。したがって、施設内処遇を経た後に社会内処遇となる場合には、将来を見据えて勧告を作成しなければならないとされている。もっとも、先の例のような場合には、裁判所での審問を経ることで、後に監督の条件を修正できるとしている。

144) *Id.* at 2.

は横軸の犯罪歴カテゴリーを決めるうえで必須の情報であることから、調査は被告人自身についてよりも犯罪行為や犯罪歴に焦点が当てられるようになったのである。

また、ガイドラインの導入に加えて、既に見たように、1970年代から高まりを見せた被害者運動も判決前調査のあり方に影響を与えているように思われる。1984年にReagan大統領は犯罪被害者法（The Victim of Crime Act of 1984）に署名しており、同法は量刑改革法の第14章に置かれている。1982年被害者及び証人保護法に始まり、量刑改革におけるさらなる法律の制定を契機として、犯罪被害者に関する情報が量刑手続でより重要な要素となり、判決前調査によってかかる情報の収集が求められるようになった。このような被害者の権利の高まりから、被告人の罰金ないし被害弁償の支払い能力を明確にする必要性が議会で議論されると、同年10月には、1984年刑事罰金執行法（Criminal Fine Enforcement Act of 1984）が制定された<sup>145)</sup>。同法は、罰金額を引き上げるのみならず、科された罰金の迅速かつ全額の支払いを求めるものである。107版における被告人に関する調査では、被害者救済を重視する観点から、105版と同様に本人の人となりの把握よりも罰金や賠償金の支払い能力の有無に重きが置かれているように思われる。

このように、応報思想の下でなされた量刑改革は、ガイドラインの導入や新たな法律の制定をもたらし、判決前調査及び報告書の作成にも大きな影響を与えたといえよう。

そこで、刑罰思想と判決前調査の関係を明らかにするべく、次節において、社会復帰思想の理念の下で作成されていた行為者中心の判決前調査と応報思想の下で作成される行為中心の判決前調査を対比する。

---

145) CROMWELL & ROLANDO V. DEL CARMEN, *supra* note 18, at 55; Hughes & Henkel, *supra* note 66, at 107. 同法は、罰金刑をより重いものにし、施設収容の代替あるいは施設収容に加えて罰金をより活用していくこと、罰金の迅速かつ全額払いを促進すること、罰金が迅速あるいは全額払われない場合に連邦政府が罰金を徴収する能力を向上させることが目的とされ、1984年12月31日以降に行われた全ての犯罪行為に対して適用される。

## IV 行為者中心の判決前調査と行為中心の判決前調査

Ⅱ及びⅢでは、社会復帰及び応報の各刑罰思想の下で行われていた判決前調査を歴史及び手引書に沿って確認した。この作業を通じて、刑罰思想が判決前調査のあり方にどのような影響を及ぼしているのかが明らかとなった。そこで、本節では、アメリカにおける社会復帰思想の下での判決前調査と応報思想の下での判決前調査の対比を行う。具体的には、それぞれの判決前調査では、「被告人の特性」及び「犯罪行為」に関する調査がどのような視点に基づいて行われていたのかを検討する。これにより、刑罰思想と判決前調査のあり方の関係を浮き彫りにし、調査の際に重きが置かれる事情が如何なるものであるのかを明らかにすることを試みる。

### 1. 「被告人の特性」について

既にⅡで見たように、社会復帰思想の下では、犯罪行為は被告人が抱える問題の表れであるとされていた。したがって、量刑や処遇を決定するためには、まず被告人自身に関する調査を行い、犯罪行動の原因となった問題を明らかにすることが必要であると、判決前調査が活用された。すなわち、判決前調査は、被告人自身に光を当てるものであり、調査を通じて、被告人の素質や環境要因を明らかにすることが求められた。家族構成、教育歴、職歴、健康状態、周辺環境、宗教、趣味・余暇活動といった種々の調査事項については、単なる外形的な情報のみならず、それらの事情が被告人にどのような影響を与えたのかを明らかにすることが重要であるとされた<sup>146)</sup>。様々な事項についての調査し、被告人に関する事情を寄せ集め、一人の人物像を描き出す。そして、裁判官は、当該被告人が抱

146) 例えば、ある被告人が幼少の頃、両親及び兄と高級住宅街に佇む一軒家に住んでいたという事情があったとする。しかし、近隣の付き合いは希薄であることに加えて、家の中は整理整頓ができておらず、両親同士は不仲であり、被告人は兄からも暴行を受けていたといった環境下で生活していた場合、そのような環境は、本人の人格形成に少なからず影響を及ぼすものと推測される。外から見ると問題がなさそうに見えても、実はそこに根深い問題が存在していることもありうるのである。他にも、経済状態であれば、単なる資産の有無の確認だけではなく、管理能力の有無や消費傾向等から被告人の人となりを知ることが求められた。



える問題やニーズに対応するために必要であると考えられる適切な量刑や処遇を決定することによって、刑罰の目的である改善更生や社会復帰を達成しようとしたのである。特に、社会内処遇であるプロベーションを実施するにあたっては、環境が重要であることもあり、被告人のみならず、家族や職場等被告人を取り巻く環境に関する包括的な情報が専門的知見を有するオフィサーによって収集される必要があったものと思われる。

以上のような考え方に対し、応報思想の下では、量刑は公正でなければならぬとの考えから、犯罪行為の重さに見合ったものでなければならぬとされた。また、ガイドラインとの関係で、その適用を決定する犯罪行為や犯罪歴に関する情報が重視されるようになった。したがって、より詳細に調査されるべきは、被告人や環境ではなく、犯罪行為についての事情であった。このような変化に基づき、報告書に記載されるべき事情として、犯罪行為に重さが置かれるようになると、被告人自身を明らかにするような事情は捨象されていった。例えば、余暇や信仰する宗教等に関する詳細な事情は量刑決定には重要でないとされ、被告人を取り巻く環境を示す事情である住居や近隣地域といった情報についても、調査事項からは除外された。また、被告人の特性に関する事情であっても、社会復帰思想の時とは異なった視点で調査が行われるようになった。例えば、経済状態は、被害者に対する罰金や被害弁償の支払能力の有無が重視された。また、家族とのつながりについても、それが被告人の人格形成に如何なる影響を与えたのかということではなく、罰金や被害弁償の支払にあたって、家族から金銭的援助を受けられるかどうかに着目していることが窺える。したがって、応報思想の下では、社会復帰思想の時とは異なり、被告人自身を理解することよりも、被害者に対する対応や犯罪行為の重さに見合った量刑や処遇の決定に必要とされる事情の収集に調査の主眼が置かれるようになった。

## 2. 「犯罪行為」について

また、犯罪行為についても、社会復帰思想の理念と応報思想の理念では、調査の際に見方が異なることが窺える。

社会復帰思想の下では、犯罪行為の性質、犯行日時、行為態様、動機といった

事実に加えて、被告人による犯罪行為の説明が重要であるとされていた。それは、欲望や誘惑に負けてしまう自らの心の弱さを被告人自身が一番理解していることから、被告人自身が語る「物語」が、犯罪行為の原因を探究するうえで有益であるとされたためである。また、犯罪歴についても、過去の犯罪傾向から、被告人の特性を理解し、そこから犯罪の原因を探ることを主な目的としていた。例えば常習犯の場合には、何故、社会と刑務所を行き来するスパイラルに陥っているのか、事件の背景にある要因を調査によって明らかにするとしていた。

その一方で、応報思想の下においては、犯罪行為はきわめて重要な調査事項となった。ガイドラインに基づき、犯罪行為と犯罪歴は量刑表の縦軸と横軸を決め、その軸が交わる表のマス目が量刑の範囲となる。刑期はその範囲の中で決まるため、これらの情報は、量刑判断において不可欠であった。社会復帰思想の下では、犯罪行為や犯罪歴に関する詳細な事実は、量刑を直接的に決める事情ではなかったのに対し、応報思想の下では、これらが量刑を決定するための基礎となった。それゆえ、量刑改革後の刑罰思想に照らした適切な量刑及び処遇の決定には、被告人の事情よりも犯罪行為や犯罪歴そのものが必要とされたのである。

### 3. 小括

このように、同じ調査事項であっても、それぞれの刑罰思想に照らして対比すると、調査における含意の違いが鮮明になる。すなわち、社会復帰や改善更生を刑罰の目的とする社会復帰思想の下では、量刑及び処遇の決定に際し、本人の素質や環境が重視された。特に、判決前調査の契機となったプロベーションは社会内処遇であり、社会内で処遇を行う環境が整っているかどうかを判断する必要があった。これに対し、応報思想の下では、刑罰の目的が公正な処罰、抑止、無害化、社会復帰へと変化した。そして、これらの目的を実現するため、量刑改革を通じてガイドラインが導入されると、量刑手続においては、被告人の素質よりも犯罪行為や犯罪歴が重視されるようになった<sup>147)</sup>。この刑罰思想に適う量刑及び処遇の決定には、犯罪行為や犯罪歴に焦点を当てた報告書が求められ、報告書の内容も変化していったと考えられる。

以上をふまえ、アメリカの判決前調査の歴史的な展開を概観して明らかなこと

は、刑罰思想と判決前調査のあり方には関連性があるということである。社会復帰思想によれば、被告人についての調査が、応報思想によれば、犯罪行為についての調査が深まる。刑罰思想を反映し、判決前調査のあり方は変わっていった。

もともと、社会復帰及び応報のいずれの思想にあったとしても、量刑手続において、判決前調査はきわめて重要な存在となっている。すなわち、それぞれの刑罰思想の下で、適切な量刑及び処遇を決定するにあたり、必要な情報を正確かつ包括的に提供するツールとして判決前調査は用いられている。その調査は、研鑽を積んだ熟練のオフィサーによってなされており<sup>148)</sup>、専門の調査官による質の高い量刑資料として活用されていることが歴史を通じて明らかとなった<sup>149)</sup>。

そこで、以下では、アメリカにおける判決前調査の歴史的変遷から明らかとなった事実から、日本法への示唆を引き出すことを試みる。

147) ガイドライン制定以前は、犯罪行為や被告人の犯罪歴についての詳細は、「値引き」や「値上げ」といった値札 (price tags) のようなものではないとされ、また、オフィサーと弁護人が被告人の改善更生に向けて協働していた。これに対し、ガイドラインに基づく量刑は、犯罪行為や犯罪歴に関する協議が重視されることから、オフィサーは懲罰的な量刑の算定を行い、被告人の特性についてはもはや考慮しなくなったとの指摘がある。J. Vincent Romero, *The Relationship between Defense Counsel and the Probation Officer under the Guidelines*, Vol. 11, NO. 6 FEDERAL SENTENCING REPORTER 312 (1999).

148) 判決前調査を遂行する研鑽を積んだ熟練のオフィサーが有する能力として、重要な情報を選定すること、事実に基づいたデータと推測を区別すること、被告人の身上に関する情報の考察、評価及び解釈を行うこと、被告人の態度や行動に内在する犯罪の要因を究明することが挙げられており、これらの要素が、経験の浅い未熟なオフィサーやフォーマットに情報をまとめる新聞記者と区別するとしている。ADMINISTRATIVE OFFICE OF THE UNITED STATES COURT, *supra* note 41, at 12.

149) CHUTE & BELL, *supra* note 32, at 138. 被告人に関する資料につき、オフィサーからの報告書を要する理由には、以下のようなことも挙げられている。すなわち、通常警察官や検察官から提出される犯罪に関する事情や犯罪歴しか載っていない形だけの報告書に基づいて、裁判所が個人に正しく対応することや社会を防衛することは不可能であるとしている。

また、イリノイ州北部地区地方裁判所の Cambell 判事は、「裁判官が利用可能なあらゆる行政的な援助の中でも、適切で、包括的かつ完全な判決前調査は、合理的な量刑 (intelligent sentencing) のための最善の指針」であり、「判決前調査は、被告人の社会的、経済的、そして心理学的な経歴全てを包含するもっとも確実な文書でなければならない」と述べ、量刑決定には専門知識を有する者によって作成された資料が必要であるとした。Alfred Murrah, *Prison or probation-Which and Why*, 47 J. CRIM. L. CRIMINOLOGY & POLICE SCI. 451 (1956-1957).

## V 日本法への示唆

現在、日本の量刑は「被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにすること」にあるとされており<sup>150)</sup>、刑罰の第一義的な目的は、社会復帰や改善更生ではなく、応報にある。刑罰は犯罪行為についての責任の重さに対応すべきとする行為責任主義に立つことで、被告人ではなく「犯罪行為」に着目して刑が決まる。したがって、量刑において、より重視されるべきは、犯罪行為それ自体に関わる事情（犯情）であり、それによって責任の枠が決まる。そして、被告人に関する詳細な事情（一般情状）は、犯情によって決められる責任の枠を基本として量刑を調整する要素として位置づけられ、二次的に考慮されるべきものとなる<sup>151)</sup>。

確かに、応報的な量刑では、被告人に関する事情よりも犯罪行為に関する事情が重視されることは、アメリカにおける応報思想と判決前調査の関係からも明らかである。すなわち、量刑改革によって、犯罪行為に見合った刑罰を科すことが求められると、ガイドラインの下での量刑は、被告人ではなく犯罪行為に基づいて決まるとされた<sup>152)</sup>。したがって、量刑表のマス目を決めるための量刑事情としては、被告人に関する事情よりも犯罪行為や犯罪歴に関する事情が重要とされ、応報思想の下では、犯罪行為に焦点を当てた行為中心の判決前調査へと制度のあり方が変化した。また、被告人についての事情に関する調査も、被害弁償の支払い能力の有無といった被害者の存在が意識され、社会復帰思想の時とは異なる視

---

150) 司法研修所・前掲注7) 5頁。

151) 司法研修所・前掲注7) 7頁。

152) *United States v. Reed*, 882 F. 2d 147 (1989); *United States v. McHan*, 920 F. 2d 244 (1990). *McHan* 判決では、500ポンドのマリファナを共謀して所持した罪に問われた被告人が地域との結びつきを有していることや慈善寄付を行ったという事情に鑑み、ガイドラインの下方向へと離脱した地裁判決の量刑に対し、ガイドラインはドラッグディーラーによる慈善寄付や地域との関係性に基づき下方へ離脱することを許容していないと判示して量刑をやり直すように差し戻した。第4巡回区控訴裁判所の *Wilkinson* 判事は、その理由につき、ガイドラインの制定における議会の主要な目的が量刑の不均衡を減らすこと及び量刑は被告人ではなく犯罪行為に基づくことである旨を法廷意見において述べている。

もっとも、被告人に関する事情の考慮が一切許容されないというわけではなく、量刑のオプションとしてプロベーションが考えられる場合には、被告人と地域の結びつきという事情は量刑上関連性があるとされる (*U.S.S.G § 5H1.6*)。

点で調査がなされるようになった。

このように、量刑改革後の判決前調査は、ガイドラインとの関係で変化がもたらされていることは確かである。もっとも、判決前調査の主要な目的は、適切な量刑や処遇の決定に必要な情報を提供し、裁判所を援助することであるとされている。このような判決前調査の目的に照らすと、その必要性はガイドラインの有無に左右されないのではないと思われる。すなわち、量刑や処遇の決定は、被告人の将来に大きな影響を及ぼすものであることに鑑みると、社会復帰思想及び応報思想のいずれにおいても、裁判所は十分な量刑資料に基づき、量刑判断を行うことが重要である。そして、その判断を行うための資料を確保する手段として、社会復帰から応報へと思想が遷移した後も判決前調査が活用されているのである<sup>153)</sup>。

特に、量刑改革によって、量刑手続が当事者主義化したのであれば、弁護人及び検察官がそれぞれ量刑資料を提出することも不可能ではないと考えられる。それにもかかわらず、アメリカでは、専門の調査官による判決前調査及びその結果をまとめた報告書が量刑手続において重視されており、当事者も当該報告書に基づき、必要があれば量刑段階で争うとしている。このような量刑手続のあり方は、当事者の主張・立証をふまえて量刑判断を行うとする日本にとって示唆的である<sup>154)</sup>。

量刑や処遇の決定に必要な事情につき、判決前調査を必要とする立場に立っていた平野龍一は、「刑の量定が狭い意味での行為責任に対応しなければならないとするならば、刑の量定の理由としては、犯罪事実そのもの、あるいはその直接の動機くらいで足り、資料も捜査機関の集めたもので十分であるかもしれない。しかし、現在では、被告人の責任の量を論ずるにも、その経歴、環境、被害

153) オフィサーとして27年のキャリアを持つSmith氏は、オフィサー自身が被告人の話(defendant's story)を十分に理解していないと、裁判官にも理解してもらえないとする。そして、被告人をパズルになぞらえ、被告人を理解するために、判決前調査を通じて被告人に関するピースを集めて、パズルを解き明かしていくこと、ガイドラインを正確に計算することがオフィサーとしての特権であり責務であるが、ガイドラインはパズルのピースの一つにすぎないと述べている。Federal Judicial Center, *Off Paper Podcast Episode 11: A Conversation About Presentence Investigation, the Presentence Report, and Sentencing* (2019).

者との関係など種々の事情を考慮しなければならない<sup>155)</sup>と述べている。また、司法研究においても、これまで一般情状とされてきた事情であっても、犯情に影響するものもあり、従来の犯情事実・一般情状事実の分類も量刑の本質という観点からは必ずしも厳密なものではないことが指摘されている<sup>156)</sup>。ともすれば、適切な量刑決定のためには、犯罪行為に関する事情のみならず、被告人に関する事情をも含めた様々な事情が必要となるところ、犯情を基礎にして量刑が行われることを理由として、判決前調査について何らの検討もせずに不要であると判断して良いのだろうか。

さらに、今日では再犯防止が喫緊の課題となっているが、再犯防止は有効な社会復帰支援がなされた結果に実現するものであると考える。したがって、再犯防止を標榜するのであれば、被告人の社会復帰に資する量刑や処遇が決定されなければならないであろう。そして、その決定のためには、犯罪行為へと至った原因や同人が抱える問題を明らかにしたうえで、必要とされる支援を考える必要がある。その際、被告人や同を取り巻く環境に関する情報が重要となるのは、アメリカの歴史からも明らかである。鴨良弼は、判決前調査につき、「社会福祉の面から見れば、犯罪者の更生のための準備的な機能ということができよう<sup>157)</sup>と述

---

154) 死刑事件の場合には判決前調査がなされず、加重事由と減刑事由は各当事者より提出される (Fed. R. Crim. P. 32(c)(1)(i), 18 U.S. Code § 3593(c))。そのため、弁護人は Mitigation Specialist と協働して被告人に関する減刑事由を提出する。Helen G. Berrigan, *THE INDISPENSABLE ROLE OF THE MITIGATION SPECIALIST IN A CAPITAL CASE: A VIEW FROM THE FEDERAL BENCH*, 36 HOFSTRA L. REV. 819 (2008)。

また、アメリカと異なる点として、日本の検察官は広範な訴追権限が付与されており、起訴、不起訴の決定にあたり、犯人の年齢、境遇、犯罪の原因、犯罪の情状、犯罪後の状況等が調べられる。そして、それらの事情は刑事訴追を猶予するに適するかどうかを判断するに足る資料だけでなく、量刑などの判断資料にも及んでいることから、別途判決前調査を行う必要がないとする指摘がある。泉政憲「売春防止法改正に伴う「判決前調査制度」設置問題——法務省の立場から——」ジュリスト152号(1958年)27頁以下。

しかし、手続が二分されていない中で調査を行うことには問題があるとしながら、このような起訴前調査による資料を量刑資料として用いることは本来許容されるのであろうか。今後の課題として、調査の質や手続保障の観点から、検討する必要があるように思われる。

155) 平野・前掲注5) 51頁。

156) 司法研修所・前掲注7) 6頁。

例えば、被告人が若年である場合の不遇な生育歴など、これまで一般情状事実とされていたが、場合によっては動機の形成過程に大きく関わり、それが非難の程度や最終の量刑に影響するものもあるとしている。

べている。近年実務でなされている刑事司法と福祉の連携の取組みに照らしてみても、被告人の素質や環境等を把握するための手段として、判決前調査の活用を検討する余地はあるように思われる<sup>158)</sup>。

## VI おわりに

本稿は、刑罰思想と判決前調査のあり方を分析の視座として、アメリカにおける判決前調査の歴史の変遷を概観し、判決前調査の調査事項について確認した。その結果、具体的な調査の内容は多岐にわたっているという事実に加えて、刑罰思想の変化とともに調査のあり方も変化していること、それぞれの刑罰思想の下ではどのような事情に焦点を当てて調査がなされていたのかということが明らかとなった。もっとも、調査のあり方には刑罰思想によって差異がありつつも、裁判官が適切な量刑や処遇を決定するにあたり、その判断に資する質の高い量刑資料を提出するという判決前調査の目的は、歴史的な展開を通じて一貫している。このような目的があるがゆえに、社会復帰思想及び応報思想のいずれにおいても、判決前調査はアメリカの量刑手続において活用されているのである<sup>159)</sup>。

現在の日本においては、応報のみならず、社会復帰や改善更生も重視されており、犯情中心だけではない量刑のあり方がある。量刑手続において、裁判官が適切な量刑や処遇を決定するためには、如何なる事情が必要となるのか。また、そ

157) 鴨良弼「判決前調査について」自由と正義 10 卷 12 号 (1959 年) 22 頁。

鴨は、判決前調査の機能につき、裁判機関が被告人に対し刑事処分を行う場合及びそれに附帯する保護観察処分を行う場合に、裁判官の裁量権の行使を適切ならしめるために必要な調査資料を提供するものであるとする。そして、社会福祉の面以外に、裁判の面から見れば裁判のための補助的な機能であり、被告人の立場から見れば被告人の補佐的な機能を有するものであると指摘する。

158) 判決前調査に代わるものとして、現在では福祉的な支援を必要とする被疑者・被告人に対し、弁護人が社会福祉士と協働して更生支援計画書を作成し、資料として提出する取組みが行われている。このような司法と福祉の連携に関する取組みや課題の検討については、一般社団法人東京 TS ネット編『更生支援計画をつくる』(現代人文社、2016 年)、千葉県社会福祉士会 = 千葉県弁護士会編『刑事司法ソーシャルワークの実務 本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働』(日本加除出版、2018 年)、刑事立法研究会編『司法と福祉の連携』の展開と課題』(現代人文社、2018 年) が詳しい。

うした事情は当事者による主張・立証のみで十分なのか。刑罰思想が揺れ動く中で、今改めて判決前調査に注目するべきであり、導入に向けた議論をする必要があると考える<sup>160)</sup>。

---

159) 近年のアメリカにおいては、応報的な量刑政策によってもたらされた高い収容率や再犯率に対処するべく、判決前調査のあり方にも新たな動きが見られている。ガイドラインの登場により、行為者中心だった報告書の内容が行為中心へと変わったことで内容が簡素になり、被告人が抱える犯罪の原因となる問題そのものや再犯リスクについての情報を判決前調査報告書から得ることが難しくなったということが2000年以降の研究で指摘されている。Warren, *supra* note 18, at 607-608.

また、多くの法域において、判決前調査報告書の役割は単に適用できる減刑事由や加重事由を決定するだけということも指摘されており、判決前調査制度のあり方につき、検討がなされている。すなわち、再犯の原因やリスクを明らかにし、改善更生に資する適切な量刑及び処遇の決定こそが再犯の減少に繋がるのではないかとの考えから、以前のような行為中心の報告書ではなく、EBP (Evidence Based Practice) に基づき、被告人自身のニーズ等を明らかにする必要性及び重要性の認識が広まっている。NCSC (National Center for States Courts) は、再犯を減らすべく、量刑手続においてEBPやRNA (Risk Needs Assessment) を用いる Evidence-Based Sentencing を提言した。これにより、EBPやRNA等の結果を量刑手続や判決前調査報告書に反映させる運用が一部の州でなされている。再犯防止という日本と同様の問題に対処するべく、判決前調査のあり方が変わった点につき、その是非も含めて今後の動向を追うことは、日本において具体的な制度設計を行う際に参考となるものと思われる。John. H. Griggs III, *Targeting Risk-Related Needs in the Presentence Investigation Report to Improve Offender Community Reentry*, Vol. 16, No. 3 FEDERAL SENTENCING REPORTER 188 (2004); NCSC, *Using Offender Risk and Needs Assessment Information at Sentencing Guidance for Courts from a National Working Group* (2011).

160) 先に見たように、判決前調査の導入には手続二分の問題が付随する。もっとも、必ずしも手続を二分しなければ採用できないものではないとする意見もあるため、手続二分の必要性についても併せて検討することが求められよう。川出・前掲注2) 155頁、平野・前掲注5) 59頁等。